

第2章

大阪府の医療の現状

- 第1節 医療圏
- 第2節 人口
- 第3節 人口動態
- 第4節 府民の受療状況
- 第5節 医療提供体制
- 第6節 特定機能病院
- 第7節 地域医療支援病院
- 第8節 社会医療法人
- 第9節 公的医療機関等
- 第10節 (地独)大阪府立病院機構
- 第11節 保健所
- 第12節 関係機関

第1節 医療圏

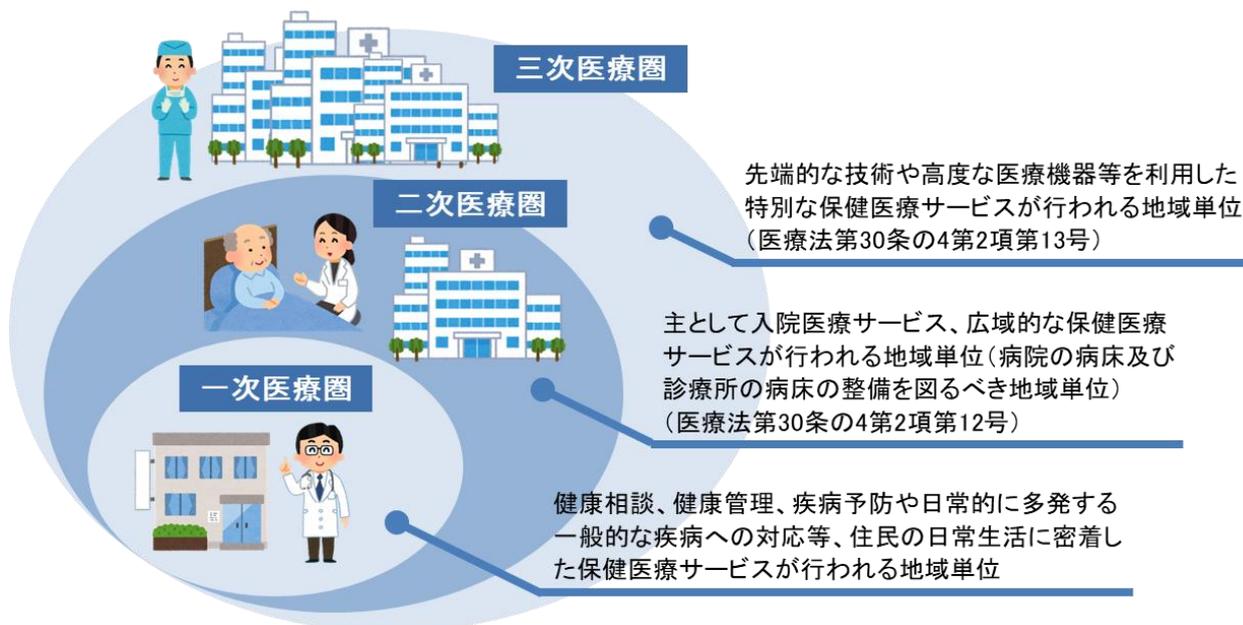
1. 医療圏とは

(1) 設定の趣旨

○保健医療サービスには、府民の生活に密接に関わる頻度の高いものから、極めて高度・専門的な医療まで様々な段階があります。医療資源が限られている中で、府民に保健医療サービスを適切かつ効率的に提供していくためには、医療機関が機能を分担し相互に連携していくことが必要になります。

○本計画では、保健医療サービスを提供する地域単位として、一次、二次、三次の医療圏をそれぞれ設定し、全体で包括的な医療サービスを提供するための体制整備をめざします。

図表 2-1-1 医療圏の概念図



2. 医療圏の設定

(1) 医療圏の設定と役割

○大阪府では、淀川、大和川により大きく3つのエリアに分けられること、鉄道・道路網が大阪市を中心に放射状に延びているという地勢に鑑み、昭和63年度の大阪府保健医療計画策定時に医療圏を設定しました。

【一次医療圏】

○一次医療圏は、住民にとって身近で利用しやすい保健医療サービスが提供されることが可能な地域単位であるため、第7次計画に引き続き、市町村単位で設定します。

【二次医療圏】

○二次医療圏は、主として入院医療サービス、広域的な保健医療サービスが行われる地域単位であり、国が示す設定要件は人口20万人以上となっています。

○第7次計画で設定した大阪府の8つの二次医療圏はすべて20万人以上の人口から構成されているため（図表2-1-2参照）、第8次計画においても、引き続き同じ地域単位を、二次医療圏として設定します。

○なお、各二次医療圏においては、入院医療の自己完結率^{注1}は概ね7割以上満たされています（第2章第4節「府民の受療状況」参照）。ただし、今後の人口構造、構成自治体、受療動向などの状況の変化を引き続き注視していきます。

○各疾病事業における医療連携体制構築を図る地域単位等については、二次医療圏に拘らず、引き続き、地域の医療資源や医療連携体制構築等の実情に応じ弾力的に対応し、医療連携体制の構築を図っていきます。

【三次医療圏】

○三次医療圏は、高度で特殊な診療機能を提供することが可能な地域単位であるため、第7次計画に引き続き、府内全域をひとつの三次医療圏として設定します。

注1 自己完結率：当該二次医療圏内に居住する患者数のうち、当該二次医療圏内の医療施設で受療した患者数の割合をいいます。

3. 二次医療圏について

(1) 二次医療圏の概況

○大阪府の二次医療圏の概況は、図表 2-1-2 のとおりであり、大阪府高齢者計画で設定する大阪府高齢者保健福祉圏とも合致しています。

図表 2-1-2 二次医療圏の概況(令和4年10月1日現在)

二次医療圏	構成市町村	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
豊能	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町	1,059,306	276	3,843
三島	高槻市、茨木市、摂津市、島本町	757,197	213	3,547
北河内	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	1,126,595	177	6,353
中河内	八尾市、柏原市、東大阪市	817,267	129	6,344
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	582,861	290	2,010
堺市	堺市	816,559	150	5,450
泉州	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	870,822	445	1,957
大阪市	大阪市	2,756,807	225	12,235

出典 面積：国土交通省「国土地理院」、人口・人口密度：大阪府総務部「大阪府の推計人口」

(2) 大阪府保健医療協議会

○各二次医療圏において、保健医療の向上を図るために必要な事項について調査審議するため、大阪府附属機関条例により、大阪府保健医療協議会を設置しています。

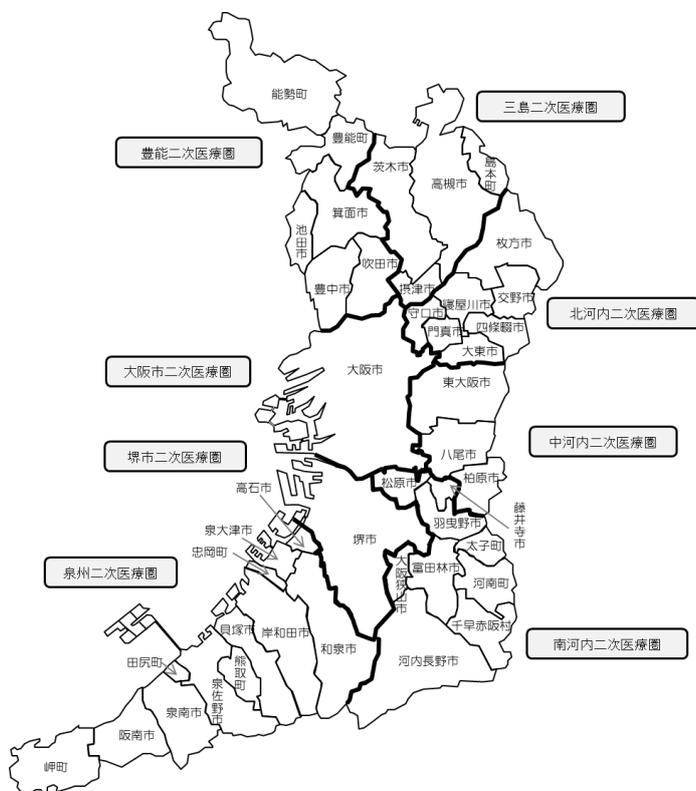
○大阪府保健医療協議会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療機関、市町村等幅広い関係者で構成されています。

○なお、大阪市二次医療圏については、医療機関及び関係者が多数にわたるため、より詳細な調査審議を行うことができるよう、4つの基本保健医療圏を設定し、基本保健医療圏ごとにも大阪府保健医療協議会を設置しています。

図表 2-1-3 大阪府保健医療協議会

二次医療圏	協議会名
豊能	大阪府豊能保健医療協議会
三島	大阪府三島保健医療協議会
北河内	大阪府北河内保健医療協議会
中河内	大阪府中河内保健医療協議会
南河内	大阪府南河内保健医療協議会
堺市	大阪府堺市保健医療協議会
泉州	大阪府泉州保健医療協議会
大阪市	大阪府大阪市保健医療連絡協議会
北部基本保健医療圏 (都島区、東淀川区、旭区、淀川区、北区)	大阪府大阪市北部保健医療協議会
西部基本保健医療圏 (福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区)	大阪府大阪市西部保健医療協議会
東部基本保健医療圏 (天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、中央区)	大阪府大阪市東部保健医療協議会
南部基本保健医療圏 (阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、住之江区、平野区)	大阪府大阪市南部保健医療協議会

図表 2-1-4 二次医療圏の設定



図表 2-1-5 大阪市基本保健医療圏の設定



第2節 人口

1. 総人口・人口構成

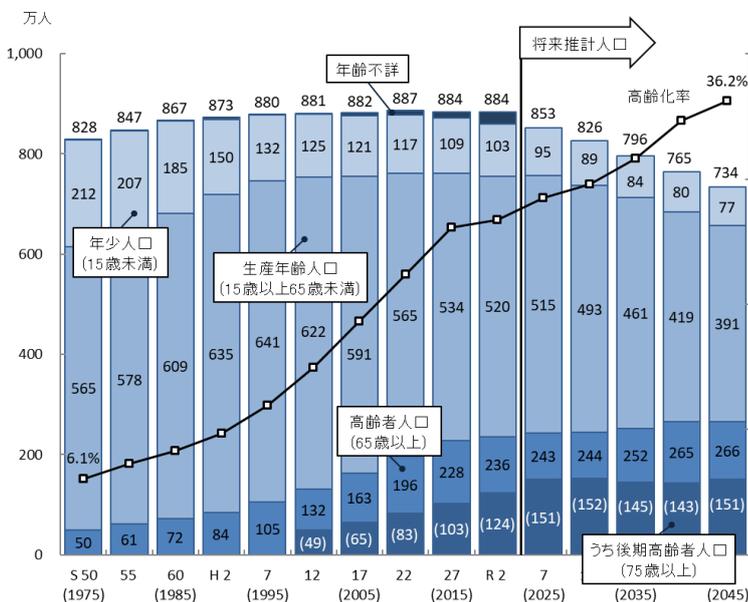
○大阪府の人口は、国勢調査によると令和2年には8,837,685人で、平成27年と比べると1,784人、率にして0.02%の減少となり、平成27年以降、減少が続いています。

○今後も総人口の減少が見込まれる中、高齢者、とりわけ75歳以上の後期高齢者人口は、令和2年の約124万人が、2030年には約152万人となり、高齢化率は上昇の一途をたどると予測されています。

2. 世帯数

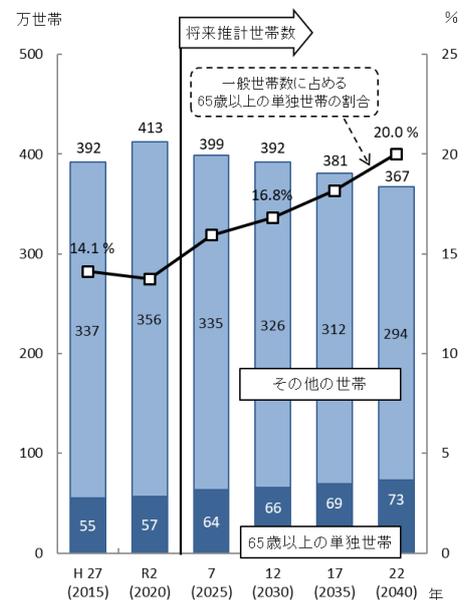
○大阪府の一般世帯数^{注1}は、令和2年には4,126,995世帯で、平成27年と比べると208,554世帯、率にして5.3%増加しています。特に、65歳以上の単独世帯数は、2030年には約66万世帯、一般世帯数に占める割合が16.8%となり、全国（14.9%）と比較しても割合が高くなることが予測されています。

図表 2-2-1 人口と人口構成



出典 総務省「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

図表 2-2-2 世帯数



出典 総務省「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の世帯数の将来推計（平成30年推計）」

注1 一般世帯数：次の1)、2)、3)を一般世帯と定義し、全てを合計した数をいいます。1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については人数に関係なく雇主の世帯に含みます） 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿などに下宿している単身者 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

第3節 人口動態

1. 出生と死亡

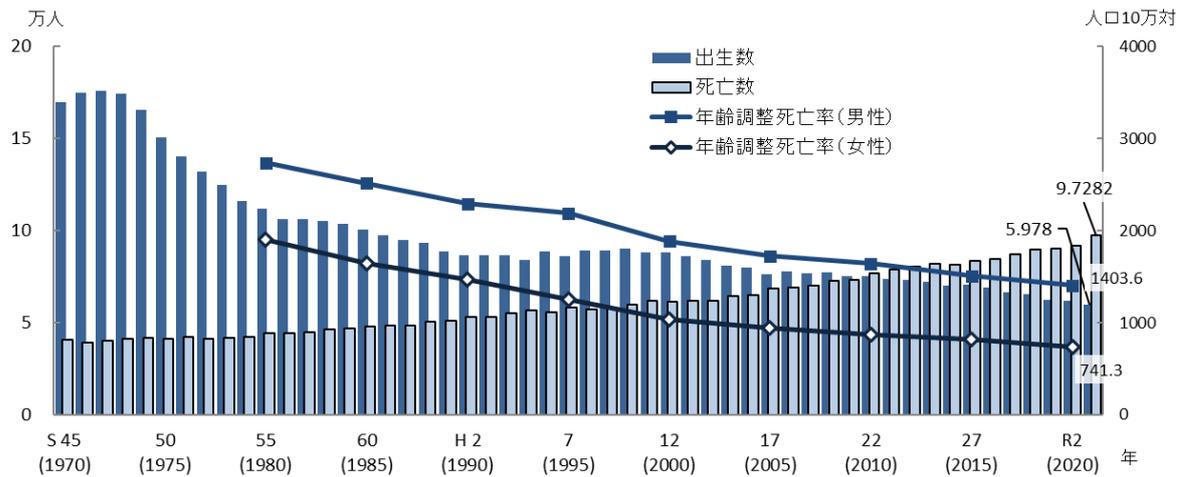
【出生数と死亡数】

○大阪府の令和3年の出生数は59,780人であり、前年と比べると2,098人減少となり、平成10年から緩やかな減少傾向が続き、ピークだった昭和47年のおおよそ3割程度の水準になっています。

○一方、令和3年の死亡数は97,282人であり、前年と比べると5,638人増加となり、高齢化の進展に伴い、増加傾向が続いています。

○平成22年には、はじめて出生数を死亡数が上回り、その後、その差は拡大しています。

図表 2-3-1 出生数と死亡数

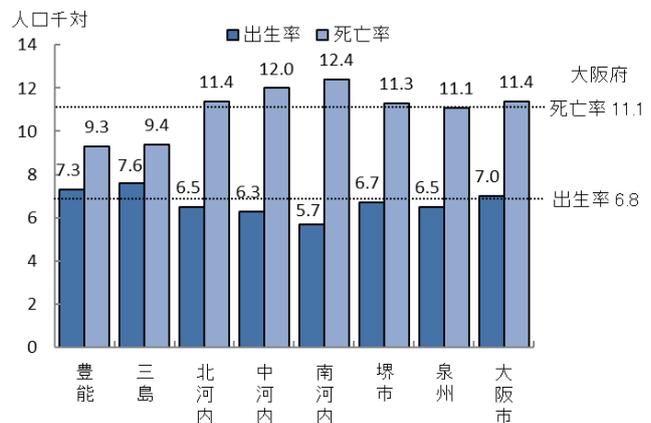


出典 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「日本の統計」

【二次医療圏別出生率と死亡率】

○府内の二次医療圏別の人口千対出生率・死亡率は、すべての二次医療圏において、死亡率が出生率を上回っています。

図表 2-3-2 二次医療圏別出生率と死亡率(令和3年)



出典 厚生労働省「人口動態統計」

※「人口千対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（令和4年10月1日現在）」

(1) 出生について

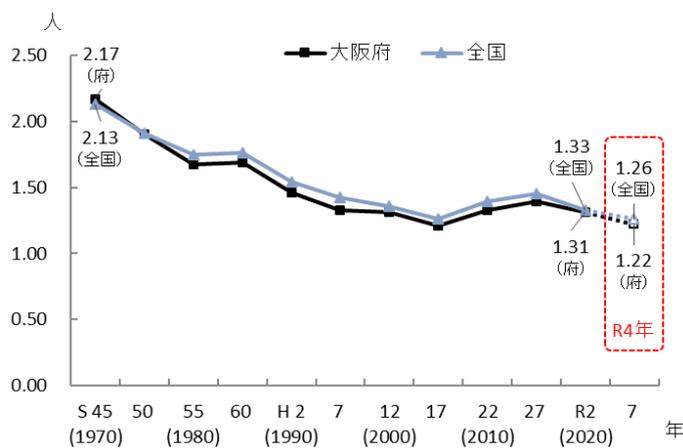
【合計特殊出生率^{注1)}】

○大阪府の合計特殊出生率をみると、昭和45年から減少傾向にあり、平成17年からは一時増加に転じましたが、コロナ禍において再び減少し、令和4年は1.22（全国1.26）となっています。

【出生場所】

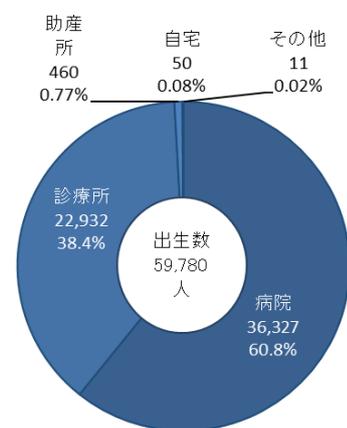
○大阪府における出生場所別での出生の状況をみると、令和3年には病院での出生が60.8%、診療所での出生が38.4%を占めています。

図表 2-3-3 合計特殊出生率



出典 厚生労働省「人口動態統計」

図表 2-3-4 出生の場所別にみた出生数(令和3年)



出典 厚生労働省「人口動態統計」

【市区町村別の出生率】

○市区町村別に人口千対の出生率をみると、令和3年は、大阪市福島区が9.78と最も高く、次いで大阪市鶴見区が9.15、大阪市西区と島本町が8.90となっています。

図表 2-3-5 市区町村別にみた出生率

	市区町村	二次医療圏	出生率
上位	1 大阪市福島区	大阪市	9.78
	2 大阪市鶴見区	大阪市	9.15
	3 大阪市西区	大阪市	8.90
	3 島本町	三島	8.90
	5 堺市北区	堺市	8.88
下位	39 太子町	南河内	4.01
	40 大阪市西成区	大阪市	3.33
	41 能勢町	豊能	3.11
	42 豊能町	豊能	3.10
	43 千早赤阪村	南河内	2.54

出典 厚生労働省「人口動態統計」

※「人口千対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（令和4年10月1日現在）」

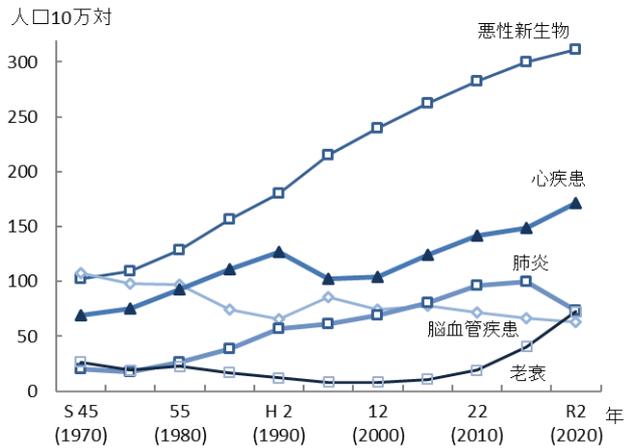
注1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

(2) 死亡について

【主要死因別死亡率と年齢調整死亡率^{注1}】

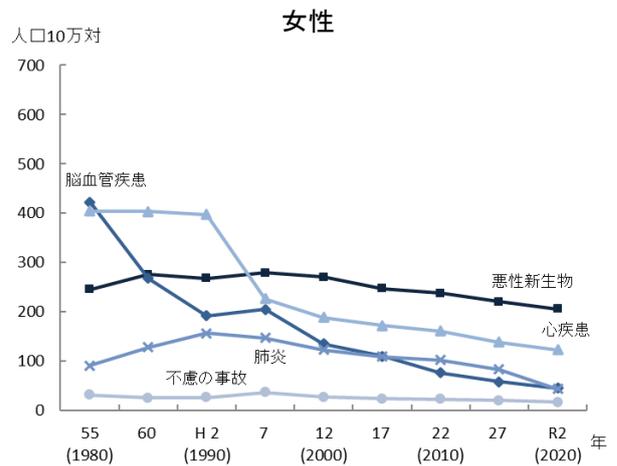
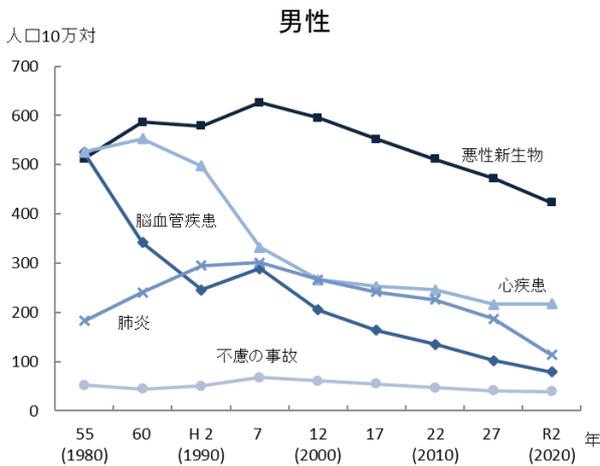
○大阪府の主要死因別死亡率をみると、令和2年には、悪性新生物が最も多く、次いで、心疾患、肺炎の順となっています。性別による主要死因別年齢調整死亡率もほぼ同じ傾向ですが、男性の悪性新生物による死亡率は女性を上回っています。

図表 2-3-6 主要死因別死亡率



出典 厚生労働省「人口動態統計」

図表 2-3-7 主要死因別年齢調整死亡率



出典 厚生労働省「人口動態統計」

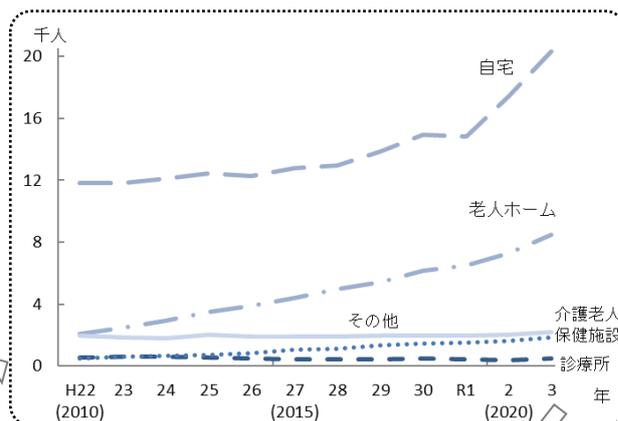
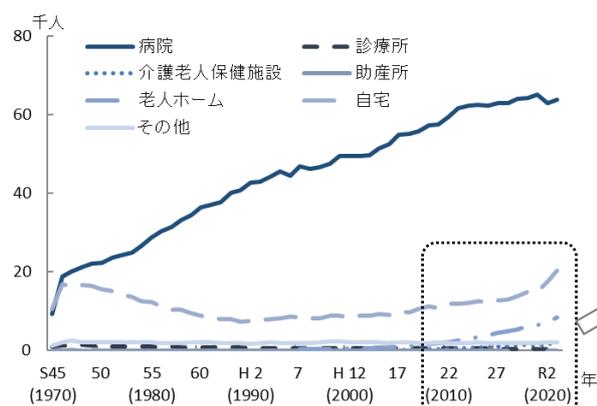
【死亡場所】

○大阪府における死亡場所別での死亡の状況をみると、昭和45年には病院と自宅が概ね半数を占めたのに対して、令和3年には病院での死亡が約65%、自宅での死亡が約20%を占めています。

○なお、自宅での死亡については、昭和45年から減少傾向にありましたが、平成元年以降は増加傾向にあります。

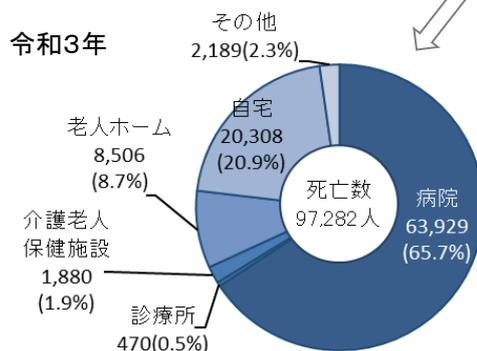
注1 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、年齢階級別死亡率を一定の基準人口（平成27年モデル人口）にあてはめて算出した指標です。

図表 2-3-8 死亡の場所別にみた年次別死亡数



※平成6年までは老人ホームでの死亡は、自宅又はその他に含まれる。

出典 厚生労働省「人口動態統計」



(3) 死因の特定について

【死亡診断書(死体検案書)の意義と死因究明体制】

○死亡診断書(死体検案書)は、人の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、死亡者本人の死亡に至るまでの過程を可能な限り詳細に表すものです。したがって、死亡診断書(死体検案書)の作成にあたっては、死亡に関する医学的、客観的な事実を確実に記入することが求められます。

○死亡診断書(死体検案書)を基に作成される死因統計は国民の保健・医療・福祉に関する行政の重要な基礎資料として、また医学研究をはじめとした各分野においても貴重な資料となっています。

○死亡診断書(死体検案書)は、上記のような重要な意義を持っており、医師、歯科医師にはその作成交付が、法律によって義務づけられています(歯科医師は、死亡診断書に限ります)。

○死亡者のうち、警察が取り扱った死体^{注1}は、犯罪性の有無を確認するために検視官^{注2}等が現場に赴き、死体調査を行います。非犯罪性の場合、医師による検案^{注3}が行われ、死因が特定されます。死体検案書にはこの死因が記載されます。

注1 警察が取り扱った死体：警察において死体を発見したり死体を発見した旨の通報を受け、又は、死体に関する法令に基づく届出を受けて取り扱った死体のことをいいます。

注2 検視官：検視官とは警部以上の階級にて刑事経験のある警察官で、東京にある警察大学校において法医に関する研修(2か月)を終了し検視調査課に配属された者をいいます。

注3 検案：医師が死体を外表から検査し、死亡時、死体発見時の状況や既往歴を踏まえた上で、死因等を判断することをいいます。なお検案により死因が判明しない場合等には解剖を実施する場合もあります。

【大阪府の死因究明体制の現状と今後の予測】

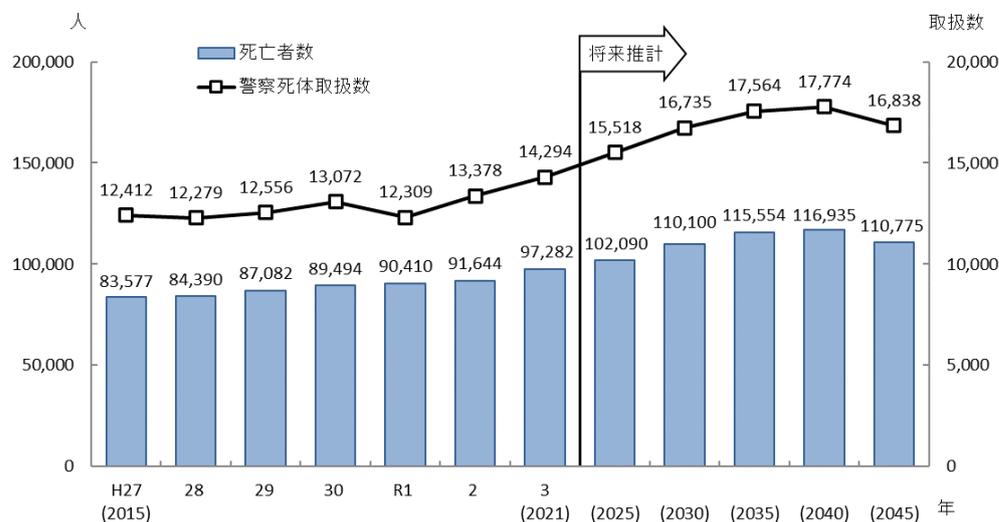
○大阪府における令和3年の警察死体取扱数^{注1}は14,294体でしたが、今後は高齢者の単身世帯の増加や、死亡総数の増加に伴い、増加することが予測されています。

○警察が取り扱った死体のうち、犯罪の疑いがあると判断したものについては、裁判所の許可手続きを経て大学法医学教室において司法解剖が行われます。それ以外で警察署長が死因や身元等を明らかにするため、特に必要があると判断した場合は、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」により、必要な検査や解剖を行います。

○犯罪の疑いがない場合の医師による検案については、大阪市域内は「死体解剖保存法」第8条の規定により、その死因を明らかにするために監察医事務所が設置されており、監察医が検案を行います。大阪市以外の府域では、医師（主に警察医）が検案を行います。

○今後、予測される警察死体取扱数の増加に向け、令和5年3月策定「大阪府死因究明等推進計画」にもとづき、すべての府民に対し、正確かつ適切な死因を特定することができる体制を整備しています。

図表 2-3-9 死亡者数と警察死体取扱数



出典 死亡者数：大阪府「大阪府の将来推計人口について」（2018年）、厚生労働省「人口動態調査」（2015年～2020年）
警察死体取扱数：大阪府「大阪府警察本部」（将来推計は死亡者数を基に過去10年間の平均率を乗じて算出）

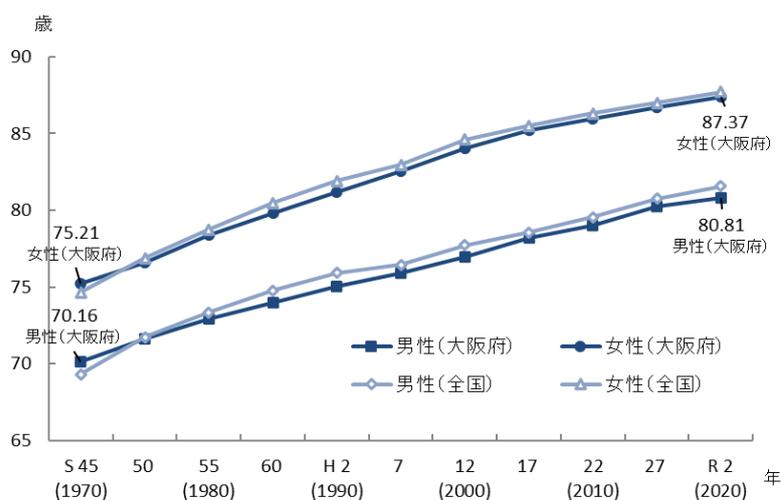
注1 警察死体取扱数：警察が取り扱った死体数（交通関係による死者を除く）のことをいいます。

2. 平均寿命・健康寿命

○大阪府における平均寿命^{注1}は、令和2年には男性80.81年（全国第41位）、女性87.37年（全国第36位）であり、昭和45年と比較すると男女ともに10年以上延びています。

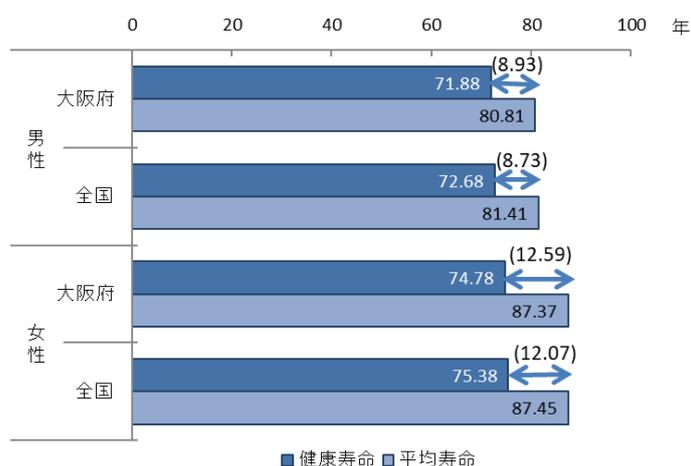
○大阪府における健康寿命^{注2}は、令和元年には男性71.88年、女性74.78年となっており、平均寿命と健康寿命の間には、大阪府の男性で約9年、女性で約13年の差があります。

図表 2-3-10 平均寿命



出典 厚生労働省「完全生命表」「都道府県別生命表」

図表 2-3-11 健康寿命(令和元年)



出典 厚生労働省「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会」資料

注1 平均寿命：0歳時点の平均余命（その時点以降の集団全体として「何歳まで生きられるかの平均的な年数」）のことです。

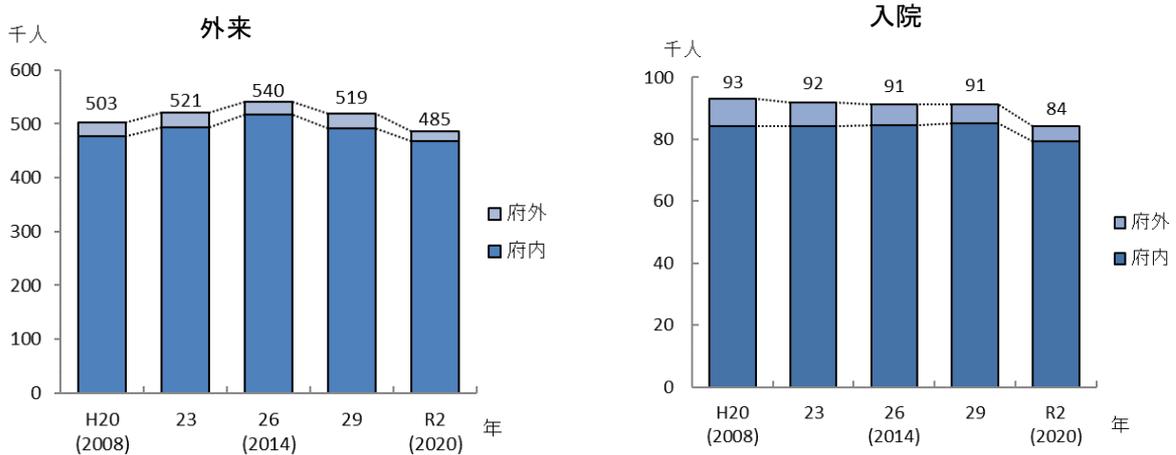
注2 健康寿命：「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる範囲」と定義されています。

第4節 府民の受療状況

1. 外来・入院患者数

○令和2年の大阪府内の医療機関を受診した推計患者総数（調査日当日の推計数^{注1}）は、外来約485,300人（うち府内に住所を有する患者数：約467,400人）、入院約84,200人（同：約79,400人）であり、外来・入院患者数はともに近年減少傾向にあります。

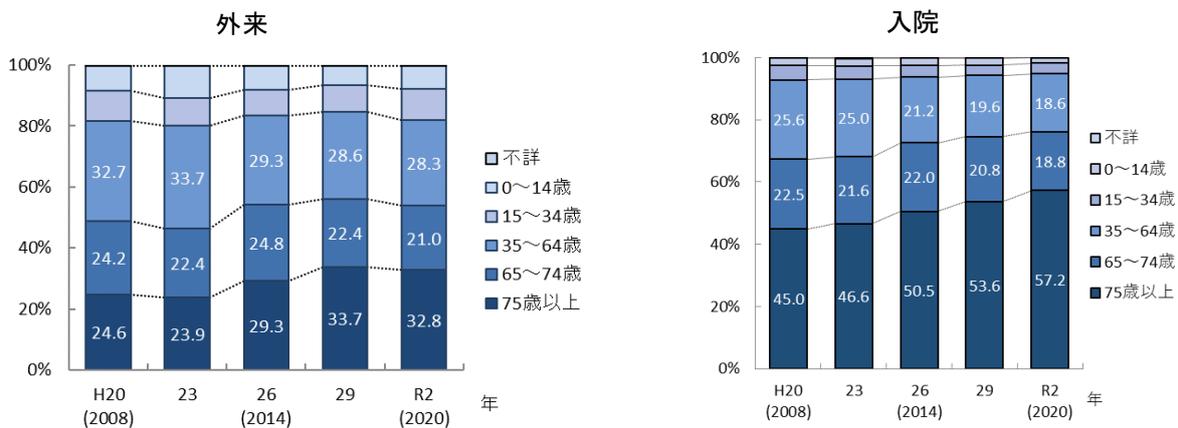
図表 2-4-1 患者数



出典 厚生労働省「患者調査」

○令和2年の大阪府における65歳以上の受療患者の割合については、外来53.8%、入院76.0%と、平成29年と比較し外来患者は減少していますが、入院患者は増加しています。

図表 2-4-2 年齢階級別推計患者割合



出典 厚生労働省「患者調査」

注1 調査日当日の推計数：病院については、令和2年10月20日（火）～22日（木）の3日間のうち病院ごとに指定した1日、診療所については、令和2年10月20日（火）、21日（水）、23日（金）の3日間のうち診療所ごとに指定した1日の患者数から推計した数になります。

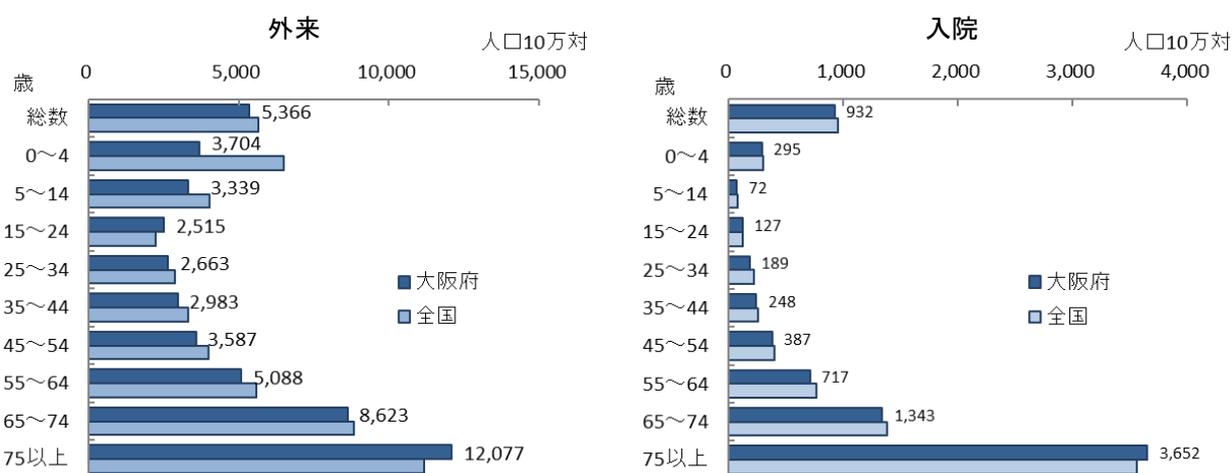
2. 年齢階級別受療率

○大阪府に住所を有する患者の受療率^{注1}（人口10万人対）は、外来受療率については、大阪府が5,366と全国の5,658を下回っています。また、入院受療率についても、大阪府が932であり全国の960を下回っています。

○大阪府の受療率は、外来患者、入院患者ともに75歳以上の高齢者において、全国より値が高くなっています。

○なお、性別でみると、男性5,586（外来4,699、入院887）、女性6,954（外来5,980、入院974）となっており、受療率は、外来患者、入院患者ともに女性が高くなっています。

図表 2-4-3 年齢階級別受療率(令和2年)



出典 厚生労働省「患者調査」

3. 傷病分類別受療率

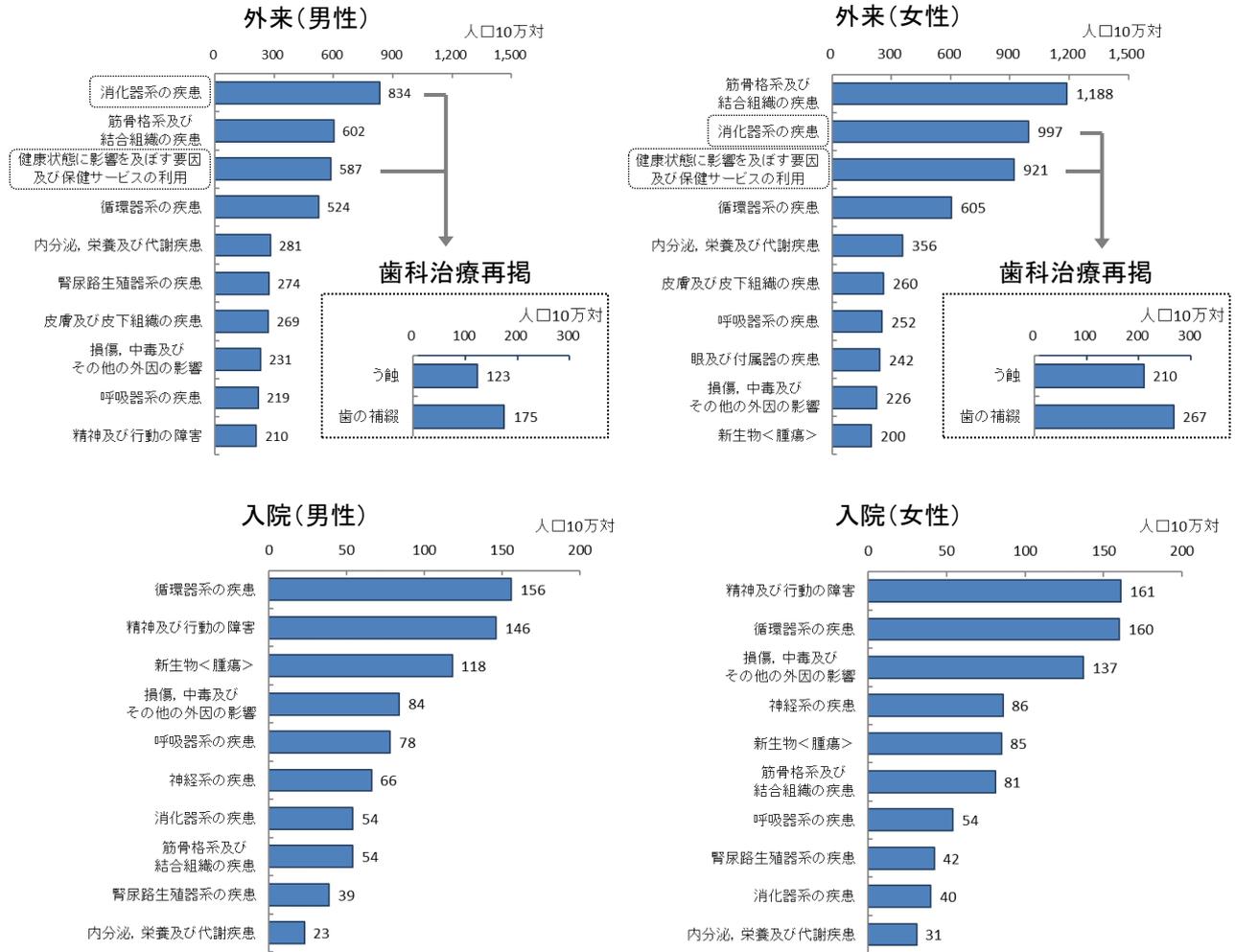
○傷病分類別にみると、外来については、男女ともに消化器系の疾患、筋骨格系及び結合組織の疾患による受療率が高くなっており、男性は消化器系の疾患、女性は筋骨格系及び結合組織の疾患が最も高くなっています。

○入院については、男女ともに循環器系の疾患、精神及び行動の障害による受療率が高くなっています。

○外来受療率は平成26年まで増加傾向にありましたがその後減少傾向に転じ、入院受療率は平成29年と比較して令和2年に減少しています。なお、傷病分類別の構成割合に大きな変化はありません。

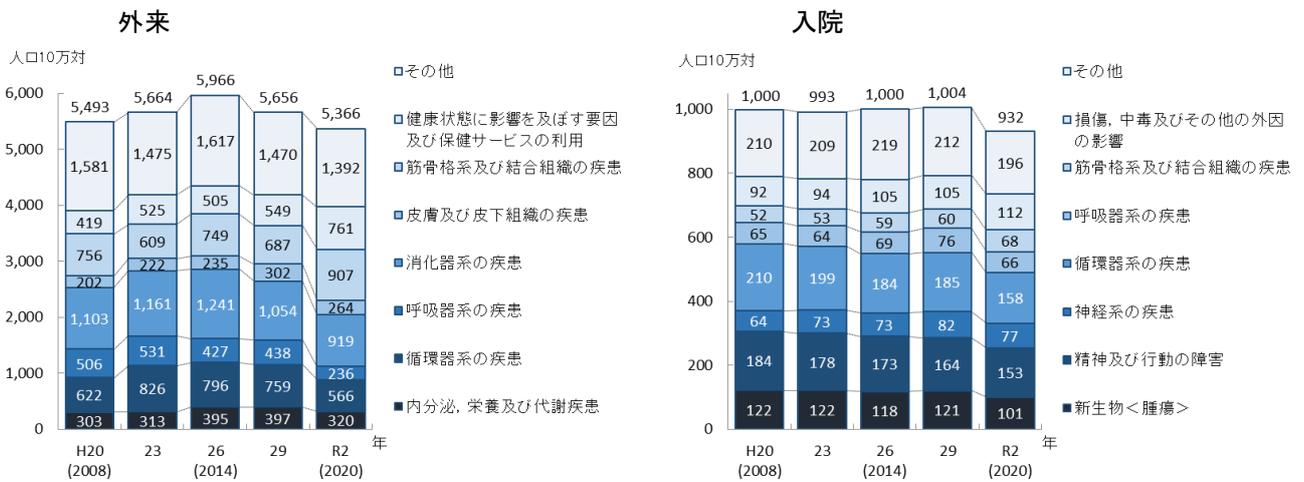
注1 受療率：ある特定の日に疾病治療のために、すべての医療施設に入院あるいは通院、又は往診を受けた患者数と人口10万人との比率を「受療率」といいます。

図表 2-4-4 傷病分類別受療率(令和2年)



出典 厚生労働省「患者調査」

図表 2-4-5 傷病分類別受療率の推移



出典 厚生労働省「患者調査」

4. 高齢者の受療状況等

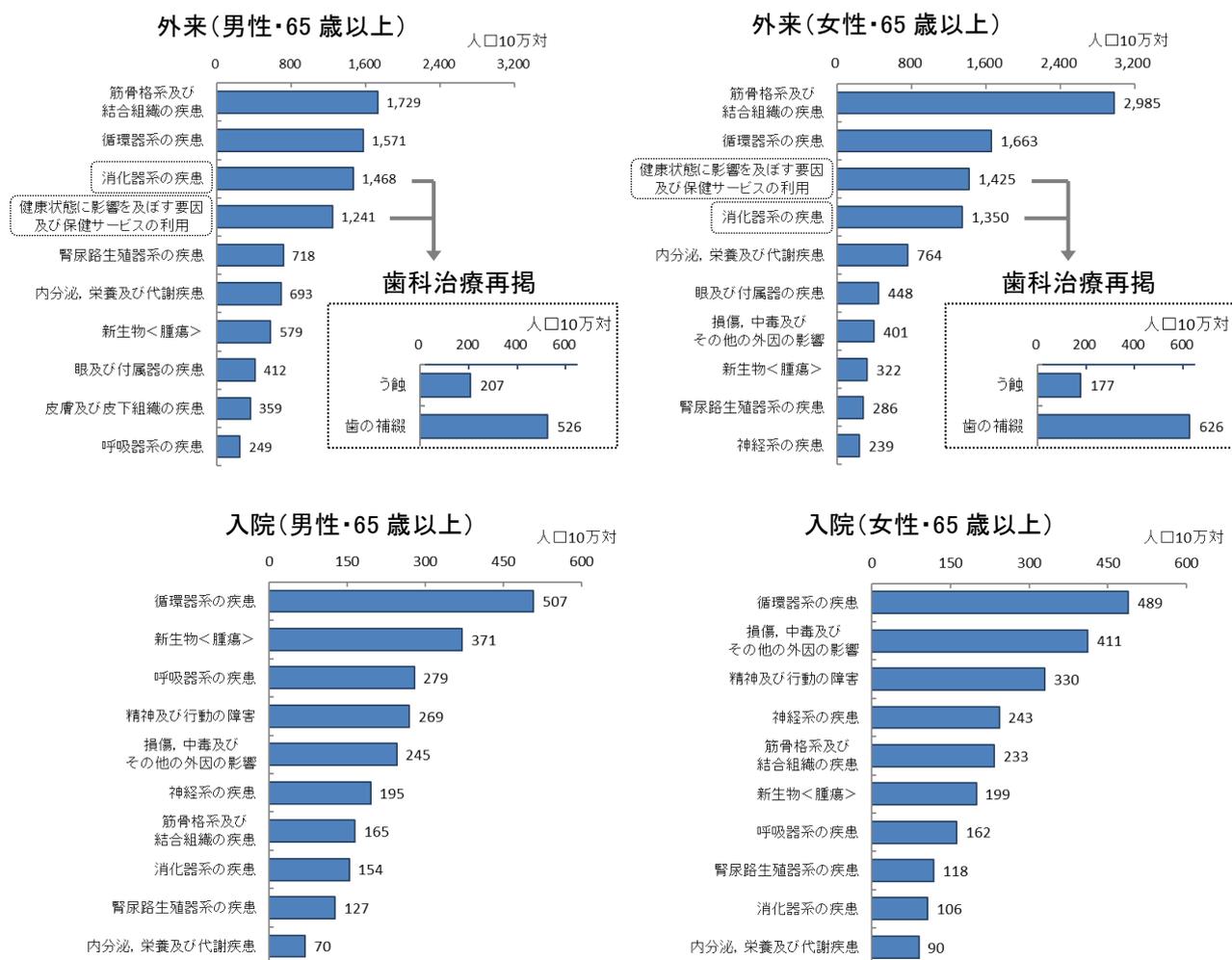
【高齢者の傷病別受療率】

○65歳以上の高齢者をみると、外来患者については、男女ともに筋骨格系及び結合組織の疾患、循環器系の疾患による受療率が高くなっています。

○入院患者については、男性は循環器系の疾患が一番高く、次に新生物（腫瘍）となっています。女性は循環器系の疾患が一番高く、次に損傷、中毒及びその他の外因の影響となっています。

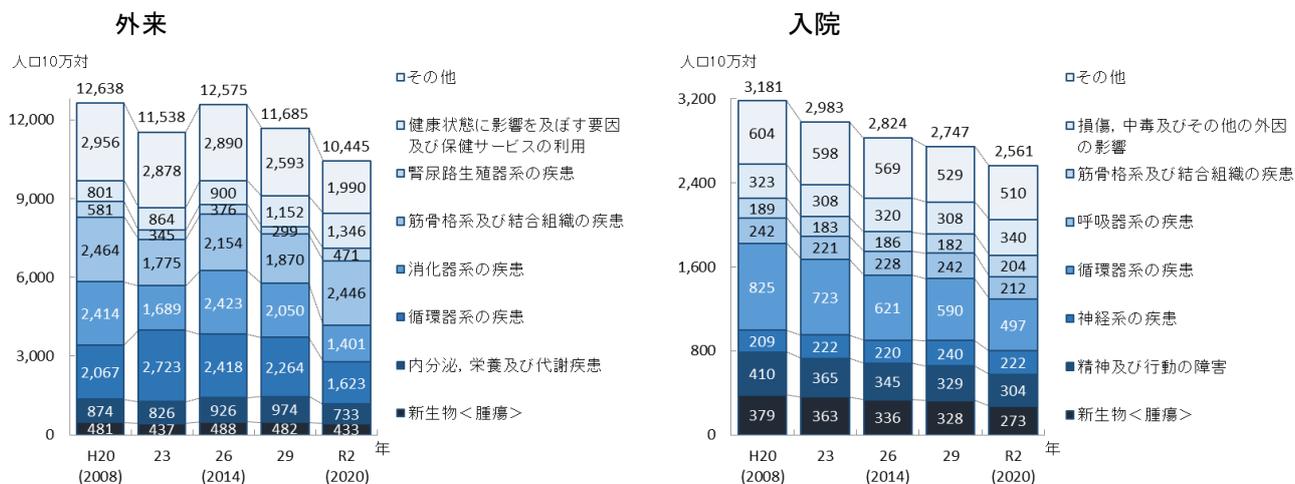
○受療率は外来患者・入院患者ともに減少傾向にありますが、傷病分類別の構成割合に大きな変化はありません。

図表 2-4-6 傷病分類別受療率(65歳以上・令和2年)



出典 厚生労働省「患者調査」

図表 2-4-7 傷病分類別受療率(65歳以上)の推移

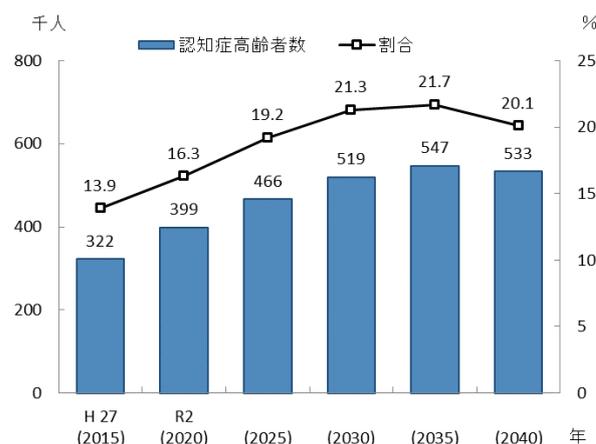


出典 厚生労働省「患者調査」

【認知症高齢者の推計】

○大阪府の認知症高齢者数は令和2年の399,000人から2030年には519,000人に増加すると見込まれます。

図表 2-4-8 認知症高齢者の将来推計



出典 大阪府「大阪府高齢者計画 2021」

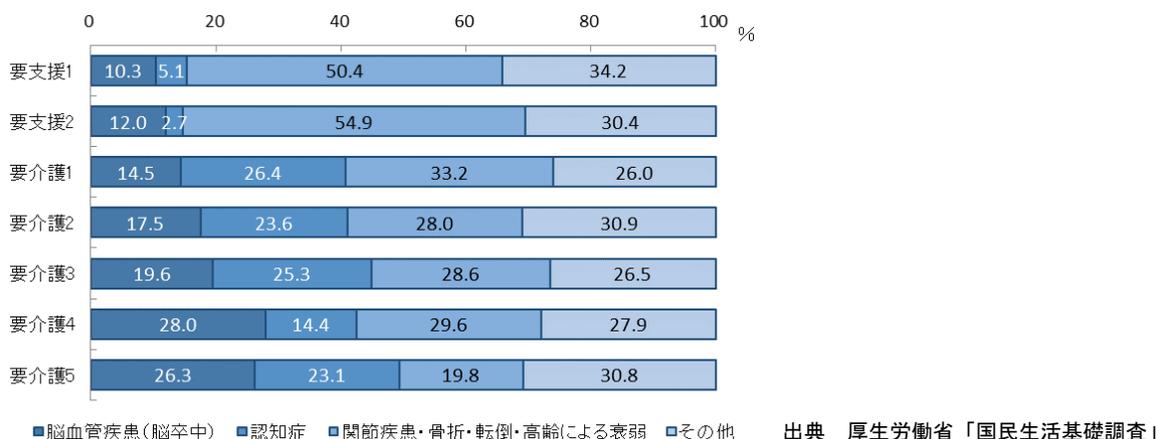
【要支援・要介護になった要因】

○高齢者が多くを占める介護を要する者において、「要支援1・2」となった主な原因は「関節疾患・骨折・転倒・高齢による衰弱」となっています。

○要介護度が重度になるほど、要因のうち「脳血管疾患」の占める割合は増加し、要介護5では26.3%を占めています。

○要介護となった要因では要介護度に関わらず「認知症」の占める割合は14.4%から26.4%と一定の割合を占めています。

図表 2-4-9 要支援・要介護となる要因(全国)(令和4年)

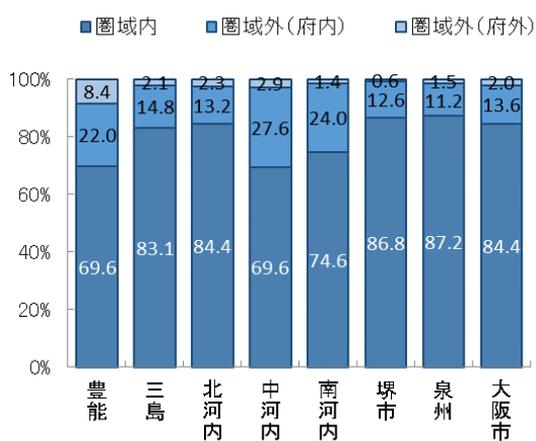


5. 一般病床及び療養病床の患者受療動向

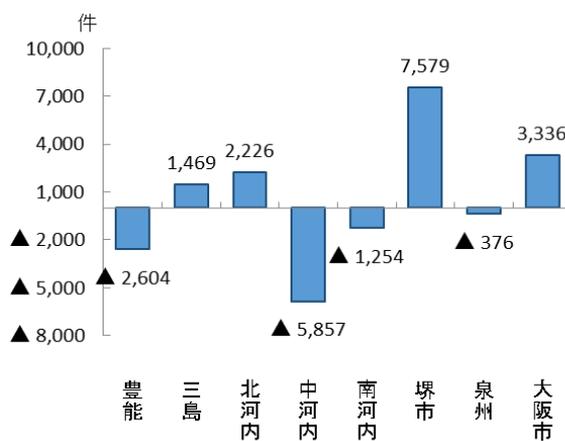
(令和3年度 国保・後期高齢者レセプト)

○各二次医療圏での府民の他圏域への流出割合は、10%程度から30%程度となっており、圏域内の自己完結率は高くなっていますが、豊能、中河内、南河内、泉州二次医療圏では、一般病床及び療養病床の患者は流出超過となっています。

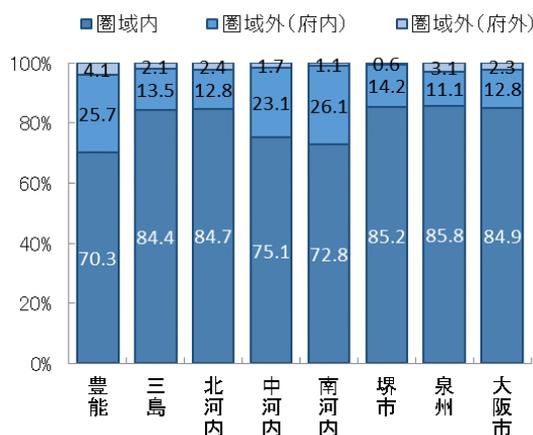
図表 2-4-10 一般病床及び療養病床の患者の受診先医療機関の所在地(割合)



図表 2-4-11 圏域における一般病床及び療養病床の入院患者の「流入-流出」(件数)

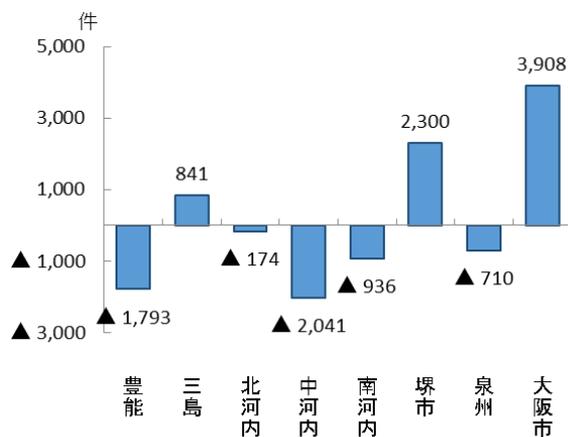


図表 2-4-12 一般病床の患者の受診先医療機関の所在地(割合)



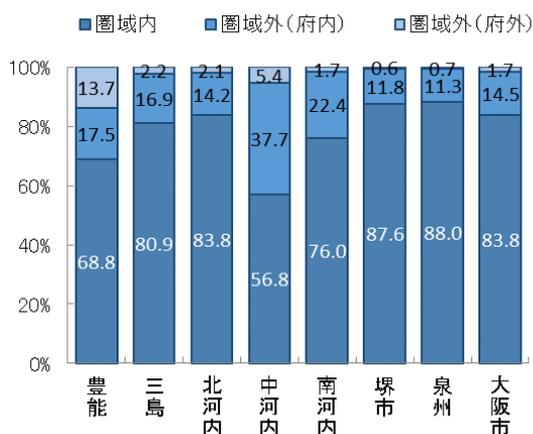
出典 厚生労働省「データブック」

図表 2-4-13 圏域における一般病床の入院患者の「流入-流出」(件数)



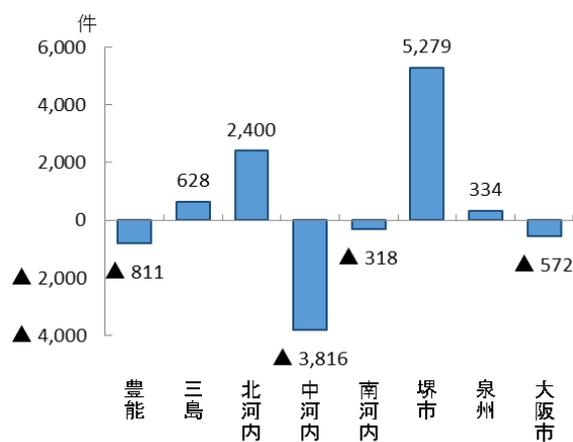
出典 厚生労働省「データブック」

図表 2-4-14 療養病床の患者の受診先医療機関の所在地(割合)



出典 厚生労働省「データブック」

図表 2-4-15 圏域における療養病床の入院患者の「流入-流出」(件数)

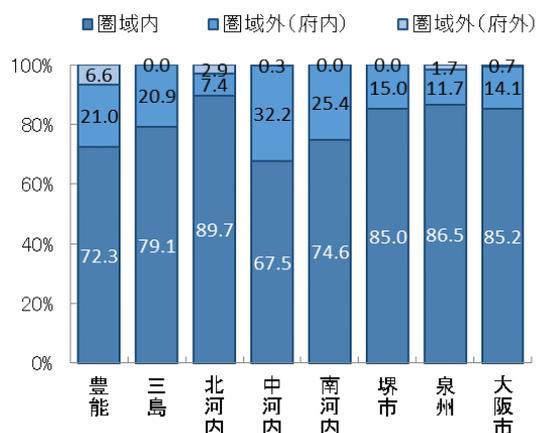


出典 厚生労働省「データブック」

【救急搬送による入院】

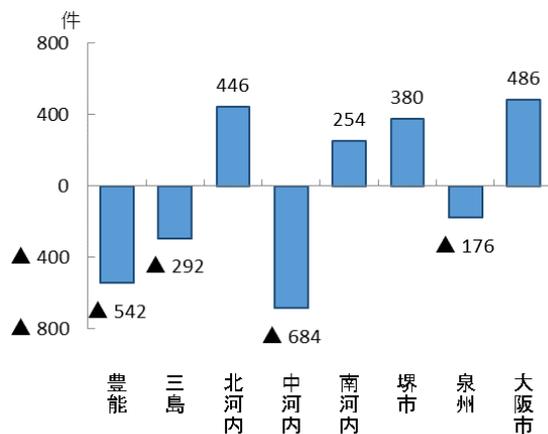
○各二次医療圏での救急搬送による入院での府民の他圏域への流出割合は、10%程度から35%程度となっており、自己完結率は高くなっていますが、豊能、三島、中河内、泉州二次医療圏では、流出超過となっています。

図表 2-4-16 患者の入院先医療機関の所在地(割合)



出典 厚生労働省「データブック」

図表 2-4-17 圏域における入院患者の「流入－流出」(件数)



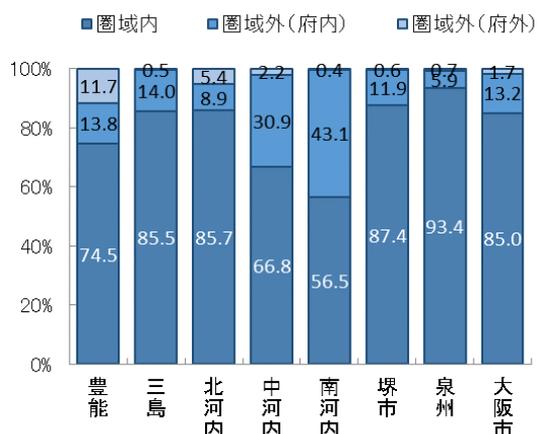
出典 厚生労働省「データブック」

【回復期リハビリテーション病棟への入院】

○各二次医療圏における回復期リハビリテーション病棟への入院での府民の他圏域への流出割合は、5%程度から45%程度となっています。

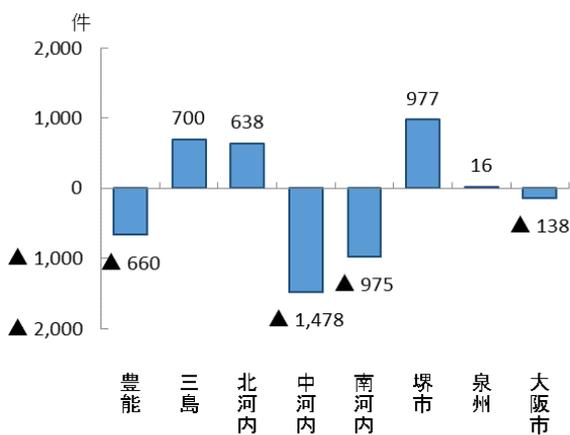
○各二次医療圏における患者の流出入状況を見ると、豊能、中河内、南河内、大阪市二次医療圏では流出超過となっています。

図表 2-4-18 患者の入院先医療機関の所在地(割合)



出典 厚生労働省「データブック」

図表 2-4-19 圏域における入院患者の「流入－流出」(件数)



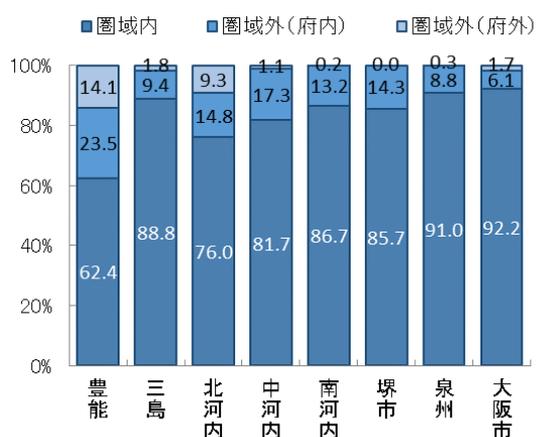
出典 厚生労働省「データブック」

【地域包括ケア病棟への入院】

○各二次医療圏における地域包括ケア病棟への入院での府民の他圏域への流出割合は、5%程度から40%程度となっています。

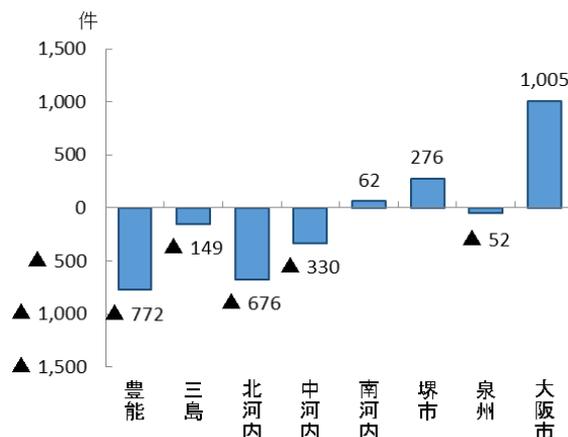
○各二次医療圏における患者の流出入状況を見ると、豊能、三島、北河内、中河内、泉州二次医療圏では流出超過となっています。

図表 2-4-20 患者の入院先医療機関の所在地 (割合)



出典 厚生労働省「データブック」

図表 2-4-21 圏域における入院患者の「流入－流出」 (件数)



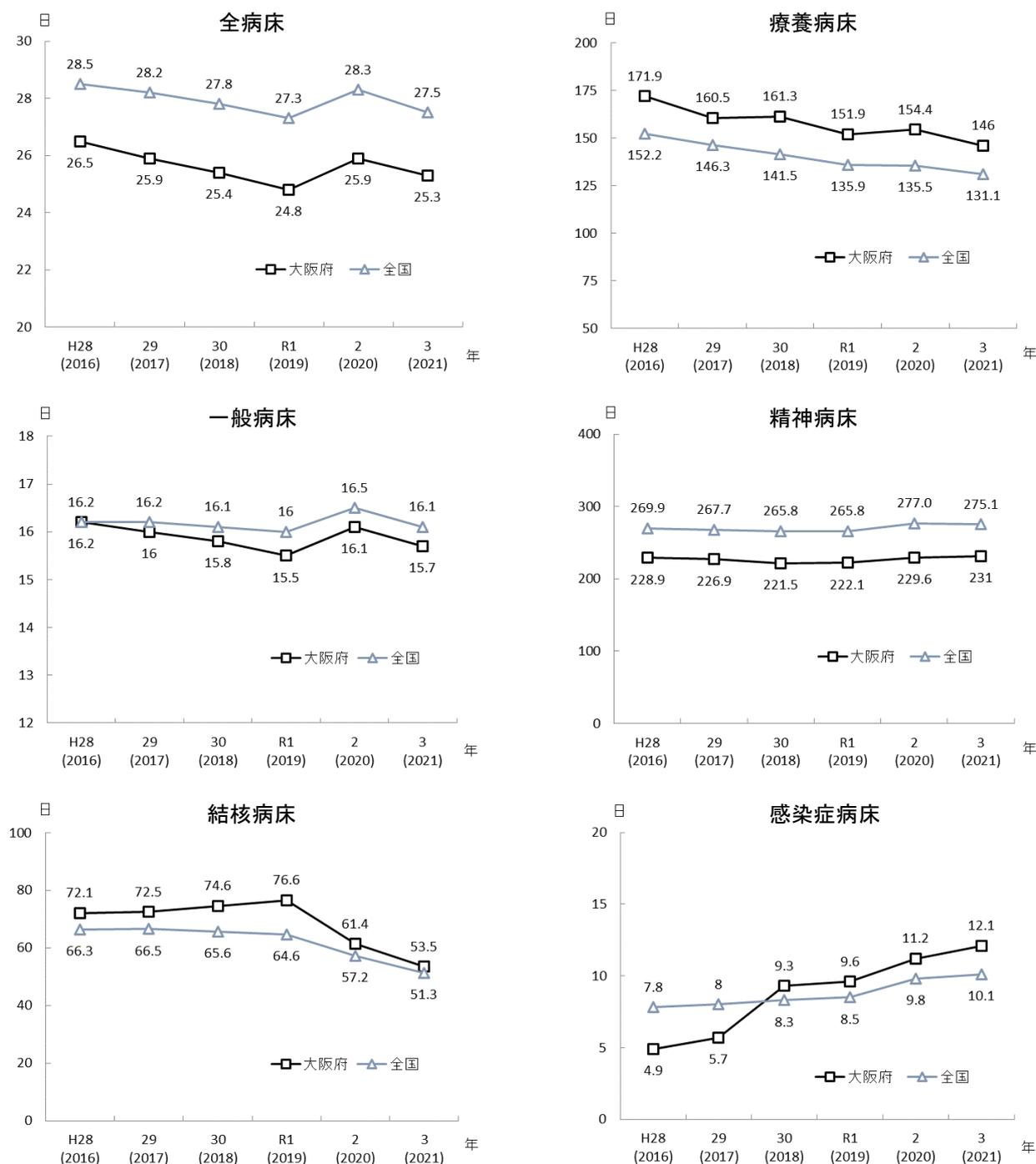
出典 厚生労働省「データブック」

6. 平均在院日数

○大阪府における全病床の平均在院日数は、年々減少していましたが、新型コロナウイルス感染症の国内での流行後となる令和2年に一時的に増加しました。また、療養病床、結核病床、感染症病床において、全国よりも長くなっています。

図表 2-4-22 病床の種類別にみた平均在院日数^{注1}

出典 厚生労働省「病院報告」



注1 平均在院日数：「年間在院患者延数」/「(年間新入院患者数+年間新退院患者数)/2」により算出されています。なお、新型コロナウイルス感染症(感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当)の患者は、感染症病床に入院させるべき患者であったことから(令和5年5月7日まで)、感染症病床以外の病床に入院していたとしても「感染症病床」の患者として計上し、平均在院日数が算出されています。

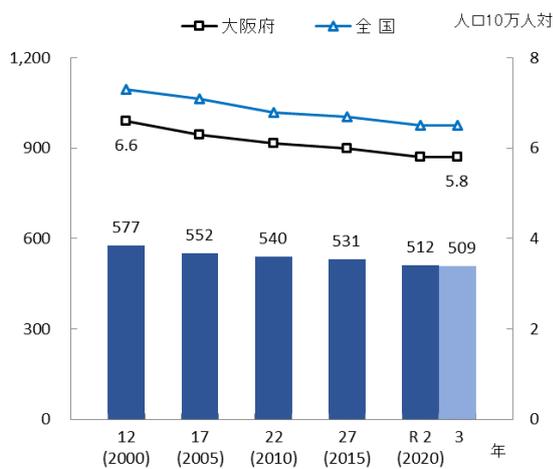
第5節 医療提供体制

1. 病院

【病院数と病床数の推移】

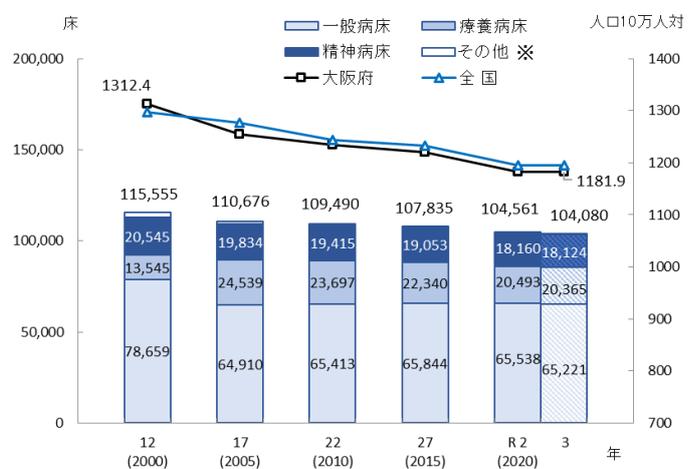
○令和3年10月1日現在の大阪府における病院数は509施設、病床数は104,080床であり、人口10万人対でみると、病院数は全国を下回っていますが、病床数は全国と大きな差異は認められません。

図表 2-5-1 病院数



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

図表 2-5-2 病床数



※結核病床及び感染症病床
出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

○府内における病院を種類別にみると、一般病院^{注1}が470施設（全病院数の92.3%）、人口10万人対5.8(全国6.5)となっています。また、精神科病院^{注2}は39施設（全病院数の7.7%）で、人口10万人対0.4（全国0.8）となっています。

図表 2-5-3 二次医療圏別病院数(令和3年)

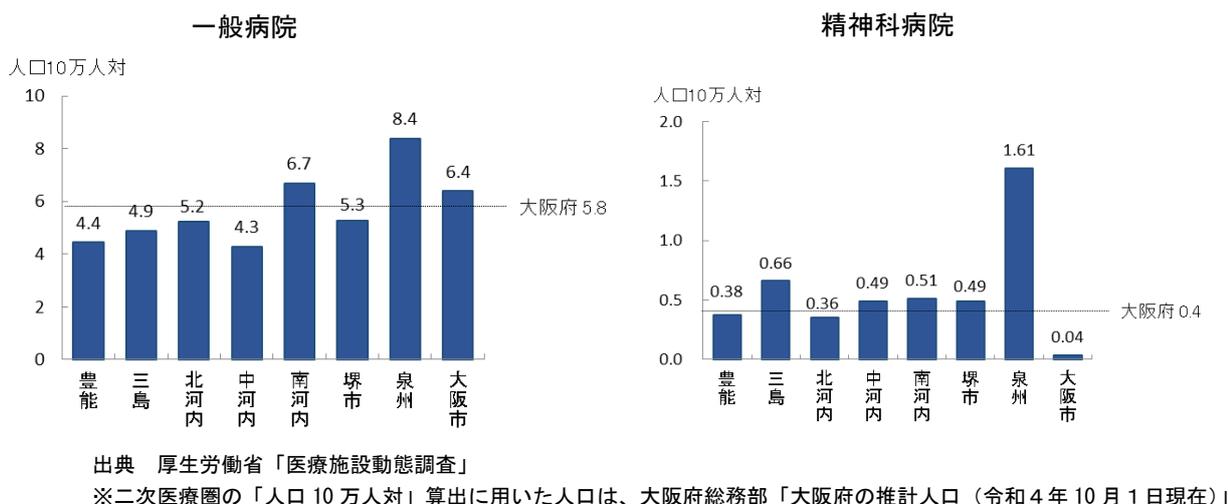
二次医療圏	一般病院数	精神科病院数
豊能	43	4
三島	32	5
北河内	55	4
中河内	31	4
南河内	36	3
堺市	39	4
泉州	59	14
大阪市	175	1
大阪府	470	39

出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

注1 一般病院：精神科病院以外の病院（平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核診療所も除きます。）をいいます。

注2 精神科病院：精神病床のみを有する病院をいいます。

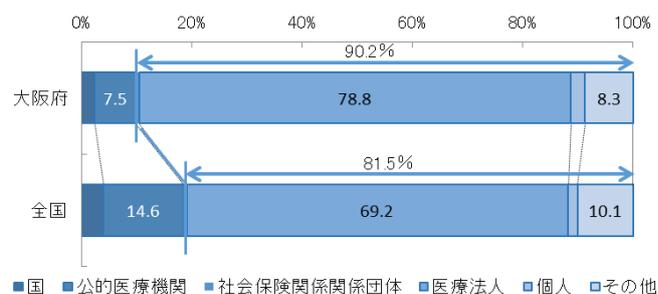
図表 2-5-4 人口10万人対の二次医療圏別病院数(令和3年)



【開設者別^{注1}にみた病院の構成割合】

○医療施設調査によると、大阪府は509病院のうち、国と公的医療機関以外の医療法人等が占める割合は90.2%となっており、全国（81.5%）よりも高い割合となっています。

図表 2-5-5 開設者別にみた病院の構成割合(令和3年)

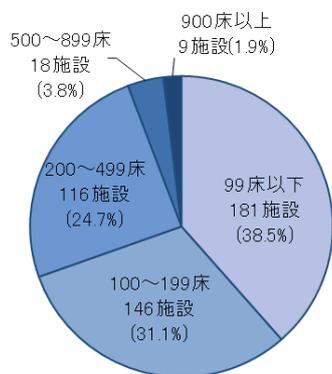


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

【規模別の病院数】

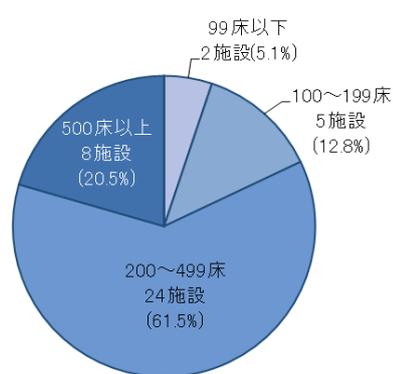
○一般病院は200床以上の病院が約30%、500床以上の病院が約6%を占めています。

図表 2-5-6 規模別の一般病院数(令和3年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

図表 2-5-7 規模別の精神科病院数(令和3年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

注1 開設者別：国（厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他（国の機関））、公的医療機関（都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会）、社会保険関係団体（健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合）、医療法人、個人、その他（公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人）

【種類別病床数】

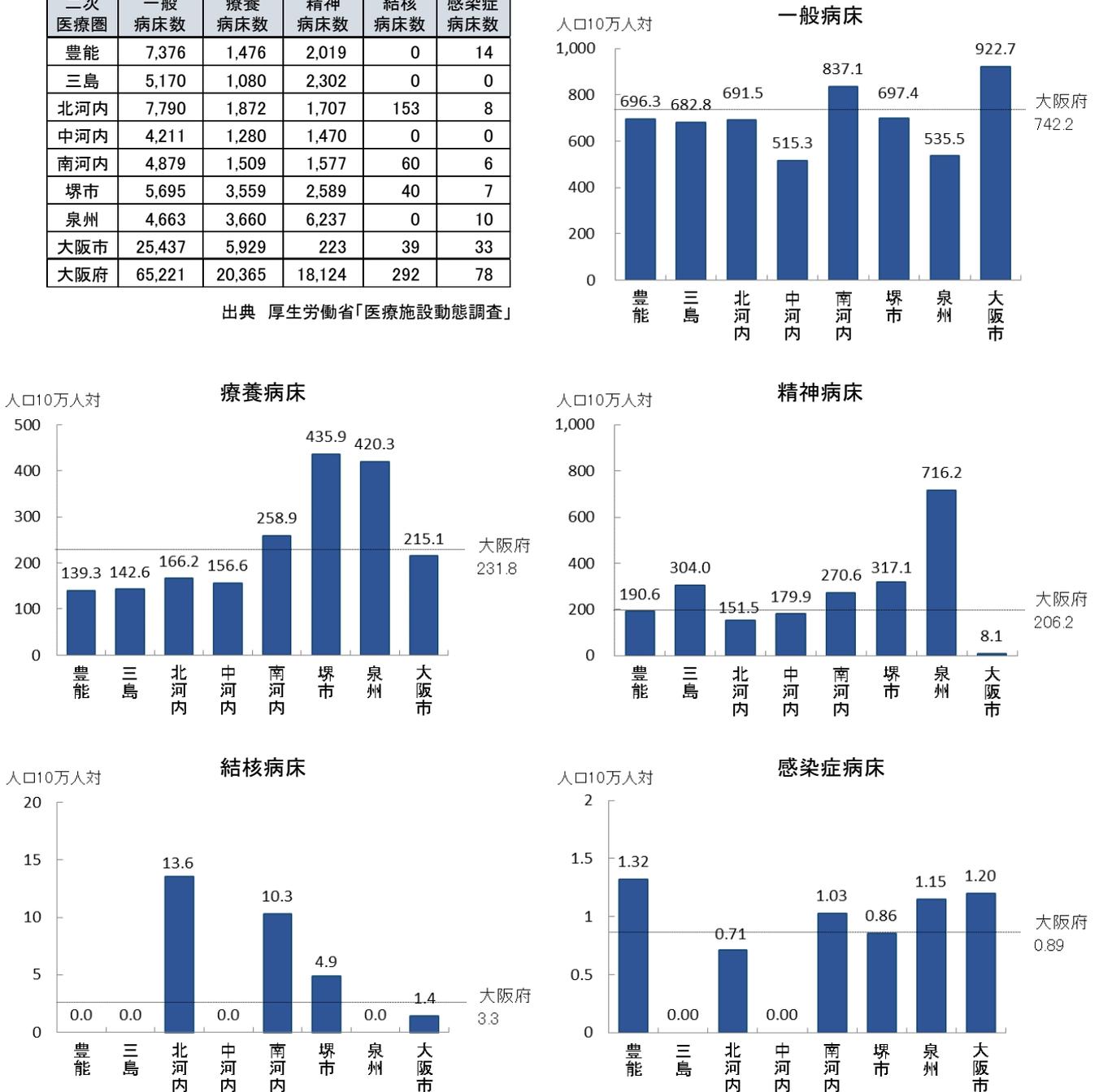
○府内における種類別の病床数（病床の種類は第3章「基準病床」参照）を人口10万人対で見ると、一般病床数は742.2（全国706.0）、療養病床数は231.8（同226.8）、精神病床数は206.2（同257.8）、結核病床数は3.3（同3.1）、感染症病床数は0.89（同1.5）となっています。

図表 2-5-8 二次医療圏別病床数(令和3年)

二次医療圏	一般病床数	療養病床数	精神病床数	結核病床数	感染症病床数
豊能	7,376	1,476	2,019	0	14
三島	5,170	1,080	2,302	0	0
北河内	7,790	1,872	1,707	153	8
中河内	4,211	1,280	1,470	0	0
南河内	4,879	1,509	1,577	60	6
堺市	5,695	3,559	2,589	40	7
泉州	4,663	3,660	6,237	0	10
大阪市	25,437	5,929	223	39	33
大阪府	65,221	20,365	18,124	292	78

出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

図表 2-5-9 人口10万人対の二次医療圏別病床数(令和3年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

※二次医療圏の「人口10万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（令和4年10月1日現在）」

【一般病床・療養病床の入院基本料別病床数】

○令和4年度の病床機能報告における一般病床・療養病床の入院基本料別の病床数をみると、急性期一般入院料1～3が24,521床と最も多くなっています。

図表 2-5-10 一般病床・療養病床の入院基本料別病床数(令和4年度)



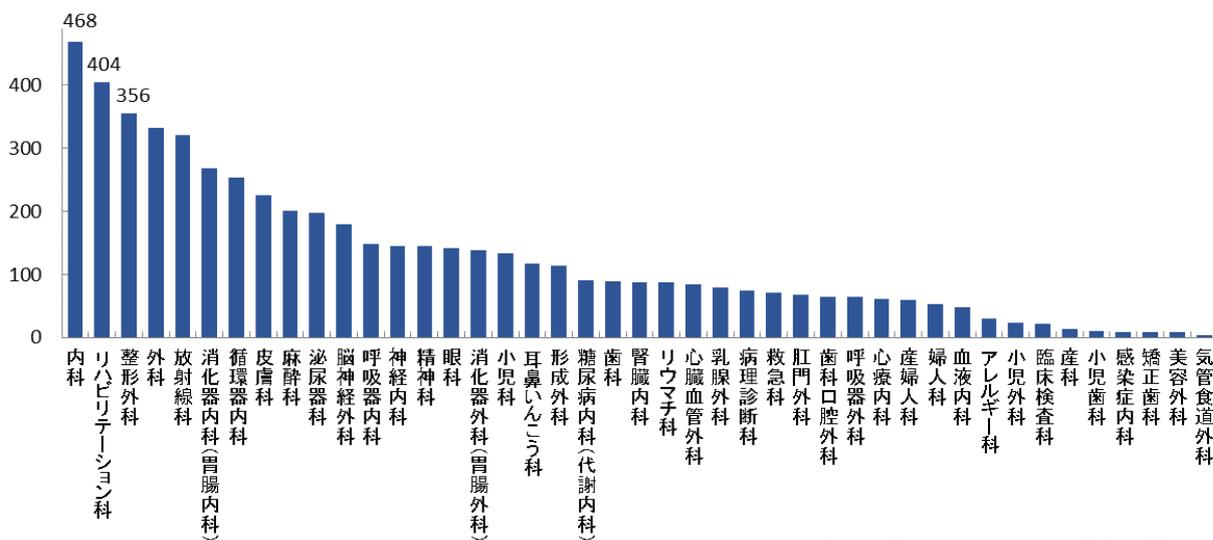
※救命救急入院料・特定集中治療室管理料等：救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料
 特定機能病院一般病棟入院基本料等：特定機能病院一般病棟入院基本料、専門病院入院基本料
 障害者施設等・特殊疾患病棟入院料：障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料

出典 厚生労働省「病床機能報告」

【診療科目別病院数】

○一般病院の診療科目の標榜状況をみると、「内科」が468施設（一般病院の91.9%）と最も多く、次いで、「リハビリテーション科」404施設（同79.4%）、「整形外科」356施設（同69.9%）となっています。

図表 2-5-11 一般病院の診療科別にみた病院数(重複計上)(令和3年)

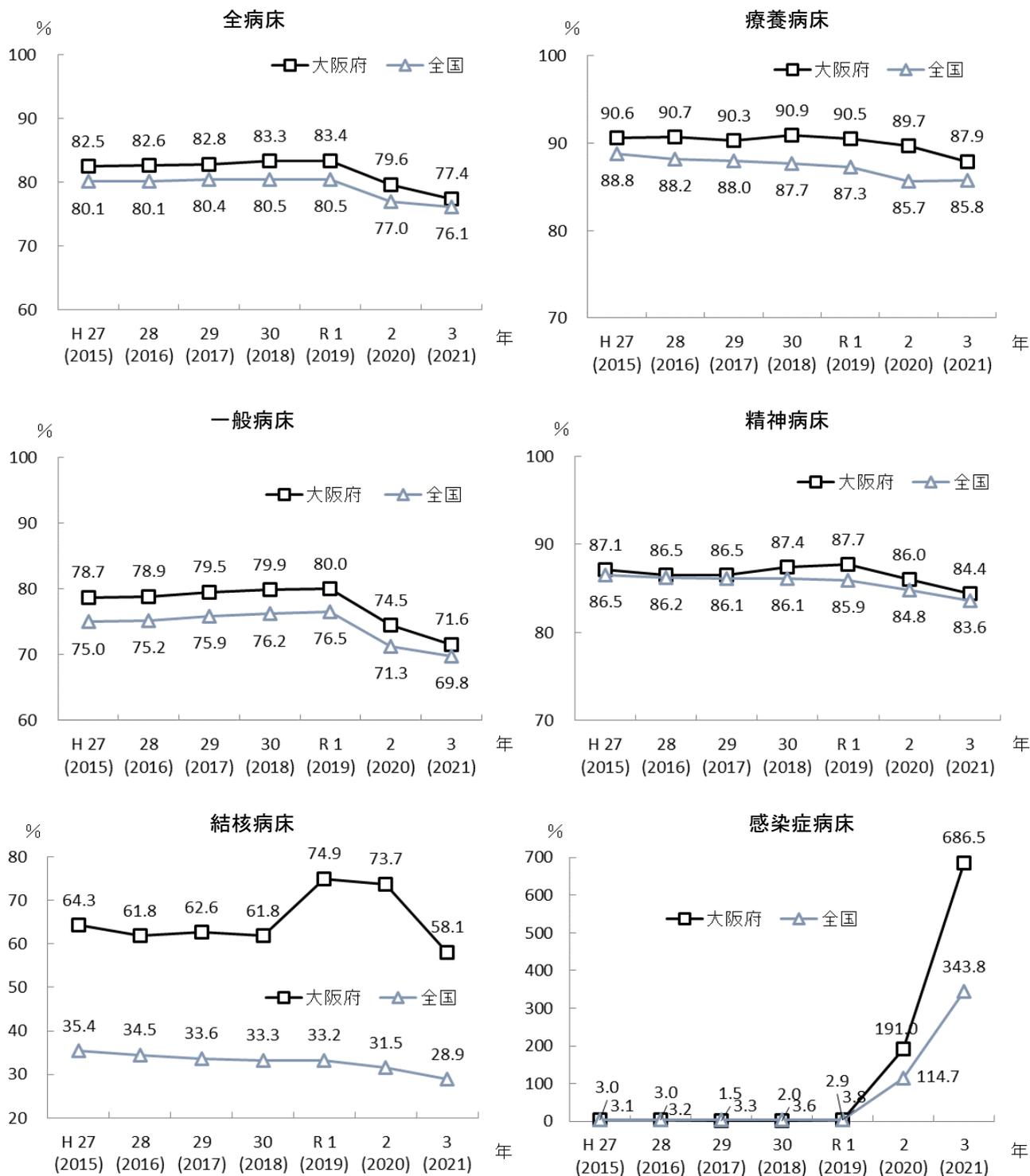


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

【病床利用率】

○大阪府における病床利用率は、すべての病床種類において全国よりも高くなっています。

図表 2-5-12 病床の種類別にみた病床利用率^{注1}



出典 厚生労働省「病院報告」

注1 病床利用率：新型コロナウイルス感染症（感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当）の患者は、感染症病床に入院させるべき患者であったことから（令和5年5月7日まで）、感染症病床以外の病床に入院していたとしても「感染症病床」の患者として計上し、病床利用率が算出されています。

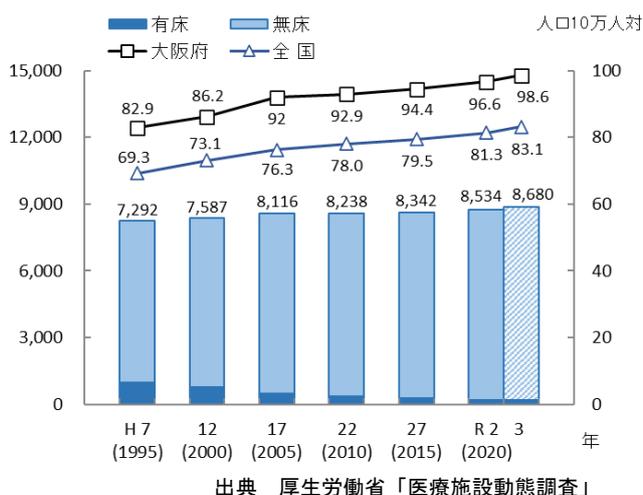
2. 一般診療所

【一般診療所数の推移】

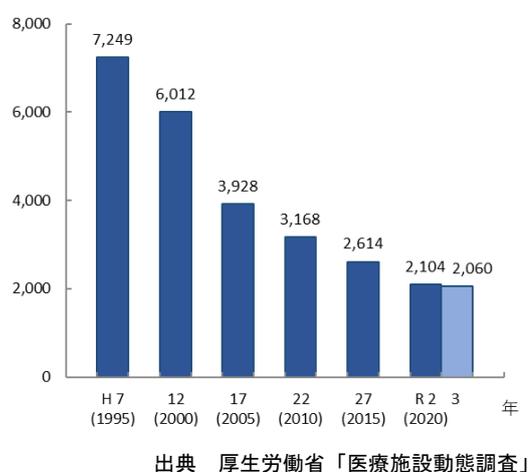
○大阪府における一般診療所数は、令和3年10月1日現在 8,680 施設で、人口10万人対では98.6（全国83.1）となっています。

○有床診療所は令和3年10月1日現在 201 施設（全体の2.3%）、総病床数は2,060床となっており、有床診療所数は減少傾向にあります。

図表 2-5-13 一般診療所数



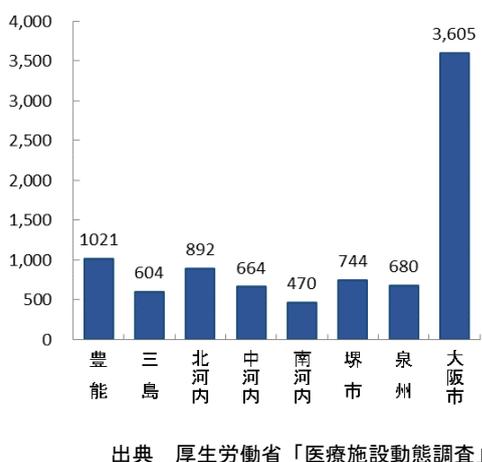
図表 2-5-14 一般診療所病床数



【二次医療圏別一般診療所数】

○人口10万人対一般診療所数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均98.8を大きく上回っており、圏域間に差が認められています。

図表 2-5-15 二次医療圏別一般診療所数 (令和3年)



図表 2-5-16 人口10万人対の二次医療圏別一般診療所数 (令和3年)

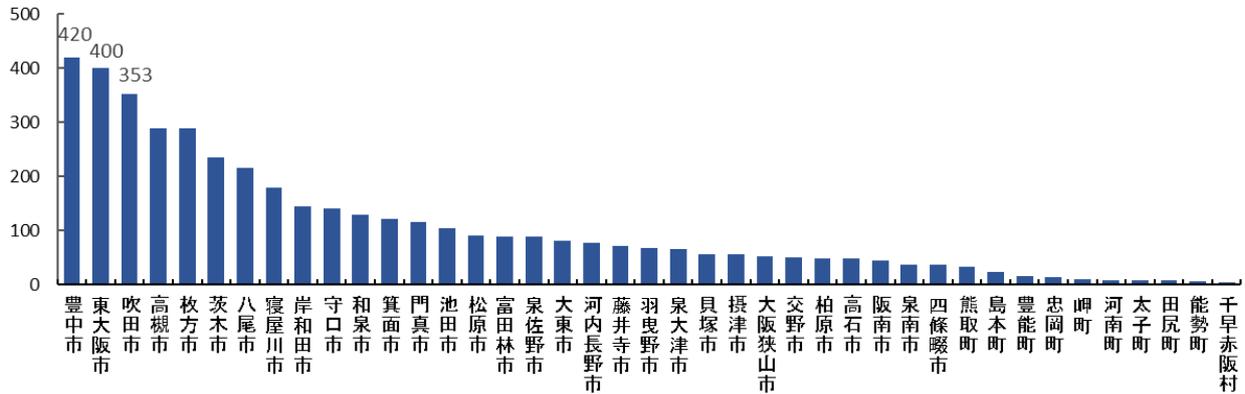


※二次医療圏の「人口10万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（令和4年10月1日現在）」

【市町村別一般診療所数】

○市町村別で最も多い市町村は、大阪市（3,605 施設）、最も少ない市町村は、千早赤阪村（5 施設）となっており、府内全ての市町村に、一般診療所が開設されています。

図表 2-5-17 市町村別一般診療所数(令和3年)(大阪市・堺市を除く)

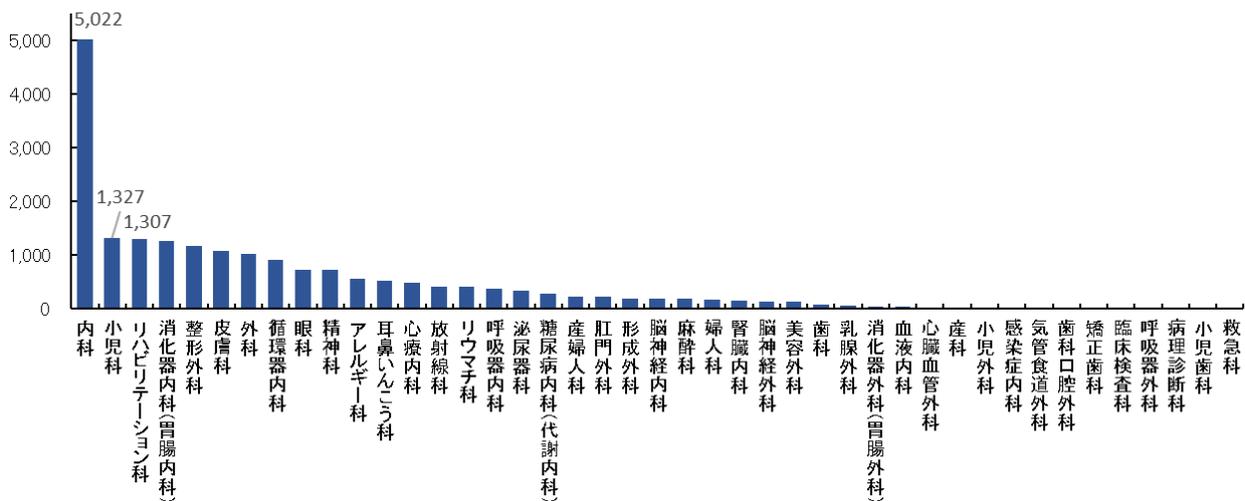


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

【診療科目別一般診療所数】

○一般診療所の診療科目の標榜状況をみると、「内科」が 5,022 施設（一般診療所総数の 58.8%）で最も多く、次いで、「小児科」1,327 施設（同 15.5%）、「リハビリテーション科」1,307 施設（同 15.3%）となっています。

図表 2-5-18 一般診療所の診療科別にみた施設数(重複計上)(令和2年)



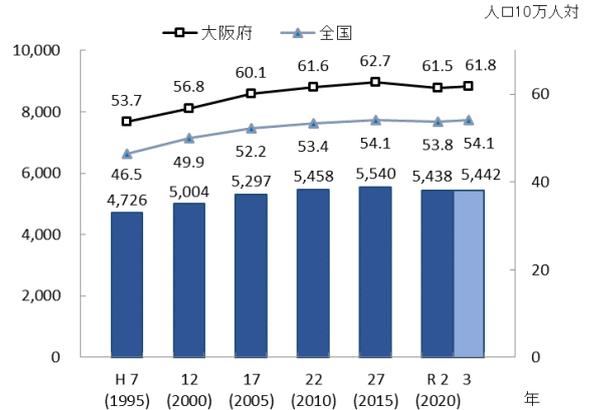
出典 厚生労働省「医療施設静態・動態調査」

3. 歯科診療所

【歯科診療所数の推移】

○大阪府における歯科診療所数は、令和3年10月1日現在5,442施設で、人口10万人対では61.8（全国54.1）となっています。

図表 2-5-19 歯科診療所数

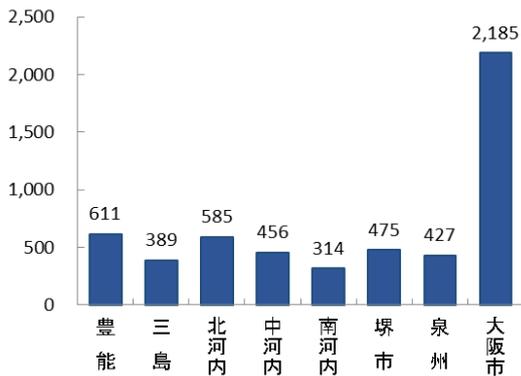


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

【二次医療圏別歯科診療所数】

○人口10万人対歯科診療所数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均61.8を大きく上回っており、圏域間に差が認められています。

図表 2-5-20 二次医療圏別歯科診療所数 (令和3年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

※二次医療圏の「人口10万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府推計人口（令和4年10月1日現在）」

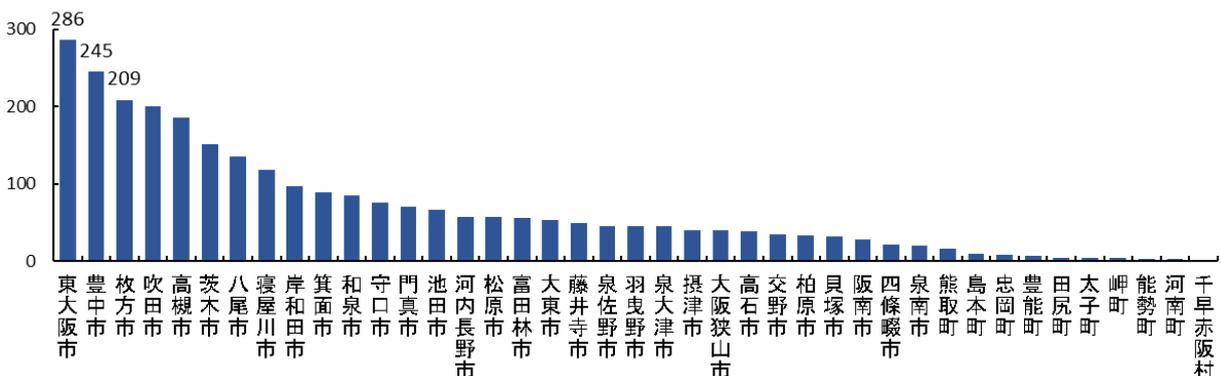
図表 2-5-21 人口10万人対の二次医療圏別歯科診療所数(令和3年)



【市町村別歯科診療所数】

○市町村別で最も多い市町村は、大阪市（2,185施設）、最も少ない市町村は、千早赤阪村（1施設）となっており、府内全ての市町村に、歯科診療所が開設されています。

図表 2-5-22 市町村別歯科診療所数(令和3年)(大阪市・堺市を除く)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

4. 薬局数

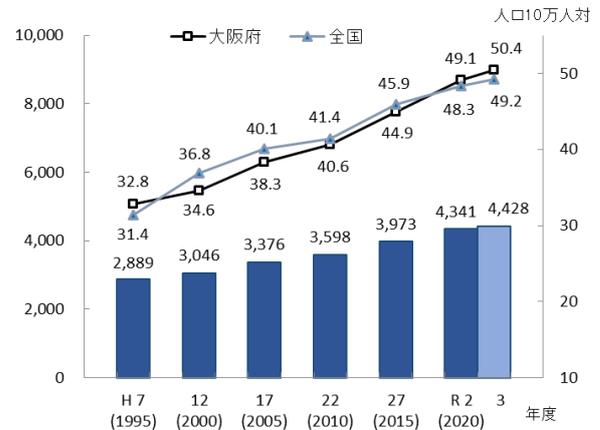
【薬局数の推移】

○大阪府における薬局数は、令和4年3月現在 4,428 施設、人口 10 万人対では 50.4 で、全国 49.2 を上回っています。

【二次医療圏別薬局数】

○人口 10 万人対薬局数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均 50.4 を上回っており、圏域間に差が認められています。

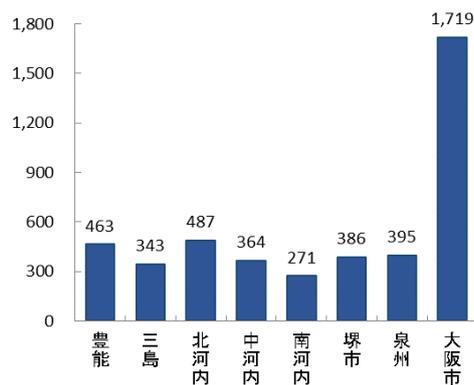
図表 2-5-23 薬局数



出典 厚生労働省「衛生行政報告例」

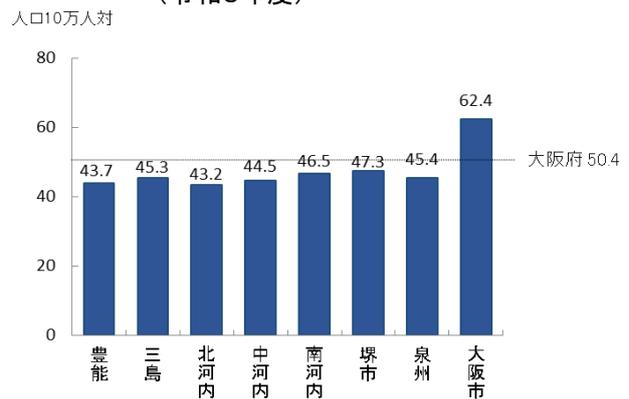
※「人口 10 万人対」算出に用いた人口は、総務省「国勢調査」、大阪府総務部「大阪府の推計人口（令和4年10月1日現在）」

図表 2-5-24 二次医療圏別薬局数(令和3年度)



出典 厚生労働省「衛生行政報告例」

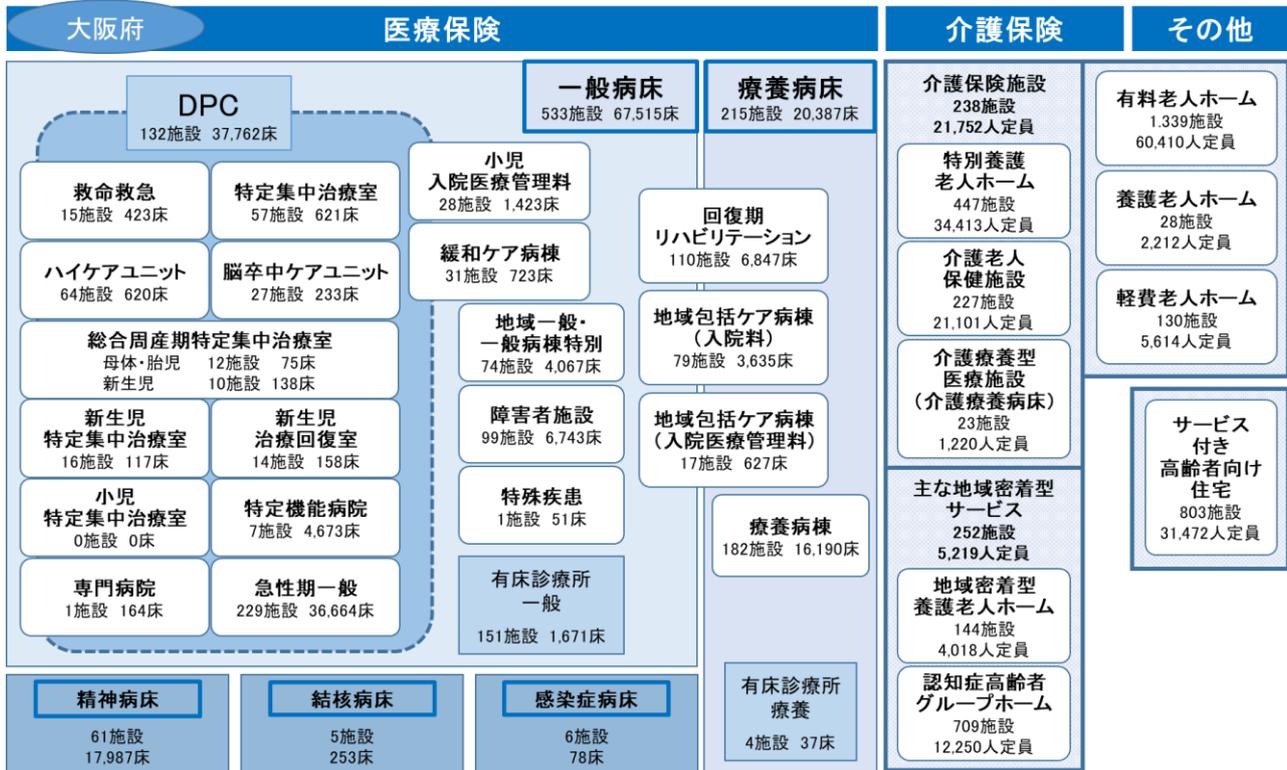
図表 2-5-25 人口 10 万人対の二次医療圏別薬局数(令和3年度)



出典 厚生労働省「衛生行政報告例」

※二次医療圏の「人口 10 万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（令和4年10月1日現在）」

診療報酬における機能に応じた病床の分類と介護施設等の状況



出典 ・「医療保険」：令和4年度病床機能報告（令和4年7月1日時点）ただし、精神病床・結核病床・感染症病床は大阪府健康医療部調べ（令和5年6月30日時点）、DPCは令和3年度DPC導入の影響評価に係る調査「退院患者調査」
 ・「介護保険」・「その他」：大阪府福祉部調べ（令和5年4月1日時点、ただし、認知症高齢者グループホーム定員数及びサービス付き高齢者向け住宅の施設数は令和5年3月31日時点）

第6節 特定機能病院

1. 特定機能病院とは

(1) 趣旨

○医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院です。

(2) 役割

○特定機能病院の役割は、「高度の医療の提供」「高度の医療技術の開発・評価」「高度の医療に関する研修」「高度な医療安全管理体制」とされており、改正感染症法の施行により令和6年4月1日から「感染症発生・まん延時に担うべき医療提供」が義務付けられます。

(3) 承認要件

○特定機能病院の承認要件は下表のとおりです。

図表 2-6-1 特定機能病院の承認要件(令和4年12月1日現在)

項目	要件
1	高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること
2	他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること (紹介率50%以上、逆紹介率40%以上)
3	病床数・・・400床以上の病床を有することが必要
4	人員配置 ・医師・・・通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。医師の配置基準の半数以上がいずれかの専門医 ・薬剤師・・・入院患者数÷30が最低基準(一般は入院患者数÷70) ・看護師等・・・入院患者数÷2が最低基準(一般は入院患者数÷3) ・管理栄養士1名以上配置
5	構造設備・・・集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要
6	医療安全管理体制の整備 ・医療安全管理責任者の配置 ・専従の医師、薬剤師及び看護師の医療安全管理部門への配置 ・監査委員会による外部監査 ・高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否を決定する部門の設置
7	原則定められた16の診療科を標榜していること
8	査読のある雑誌に掲載された英語論文数が年70件以上あること 等

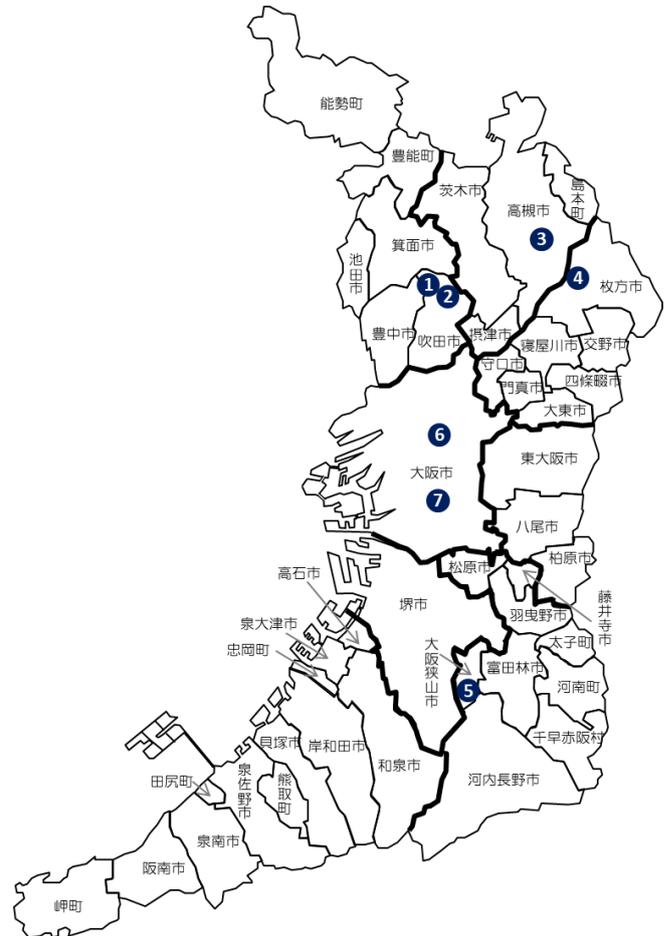
※がん等の特定の領域に対応する特定機能病院に関しては、診療科の標榜、紹介率・逆紹介率等について、別途承認要件を設定。

2. 承認を受けている病院

○令和4年12月1日現在、特定機能病院は全国で88病院が承認を受けており、府内においては、7病院が承認されています。

図表 2-6-2 府内の特定機能病院
(令和4年12月1日現在)

	所在地	医療機関名
1	吹田市	大阪大学医学部附属病院
2	吹田市	国立循環器病研究センター
3	高槻市	大阪医科薬科大学病院
4	枚方市	関西医科大学附属病院
5	大阪狭山市	近畿大学病院
6	大阪市	大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター
7	大阪市	大阪公立大学医学部附属病院



第7節 地域医療支援病院

1. 地域医療支援病院とは

(1) 趣旨

○患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医師等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が承認する病院です。

(2) 役割

○地域医療支援病院の役割は、「紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）」、「医療機器の共同利用の実施」、「救急医療の提供」、「地域の医療従事者に対する研修の実施」となっており、改正感染症法の施行により令和6年4月1日から「感染症発生・まん延時に担うべき医療提供」が義務付けられます。

(3) 承認要件

○地域医療支援病院の承認要件は下表のとおりです。

図表 2-7-1 地域医療支援病院の承認要件(令和3年4月1日現在)

項目	要件
1	他の病院または診療所から紹介された患者に対して医療を提供する体制が整備されていること。 [前年度の地域医療支援病院紹介率及び同逆紹介率について次の①～③のいずれかを満たしていること。] ① 紹介率が80%以上であること(紹介率が65%以上であって、承認後2年間で紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。) ② 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。
2	当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。
3	救急医療を提供する能力を有すること。
4	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
5	原則200床以上であること。ただし、病床の種別は問わない。
6	地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項。
7	必要な構造設備・施設を有すること。

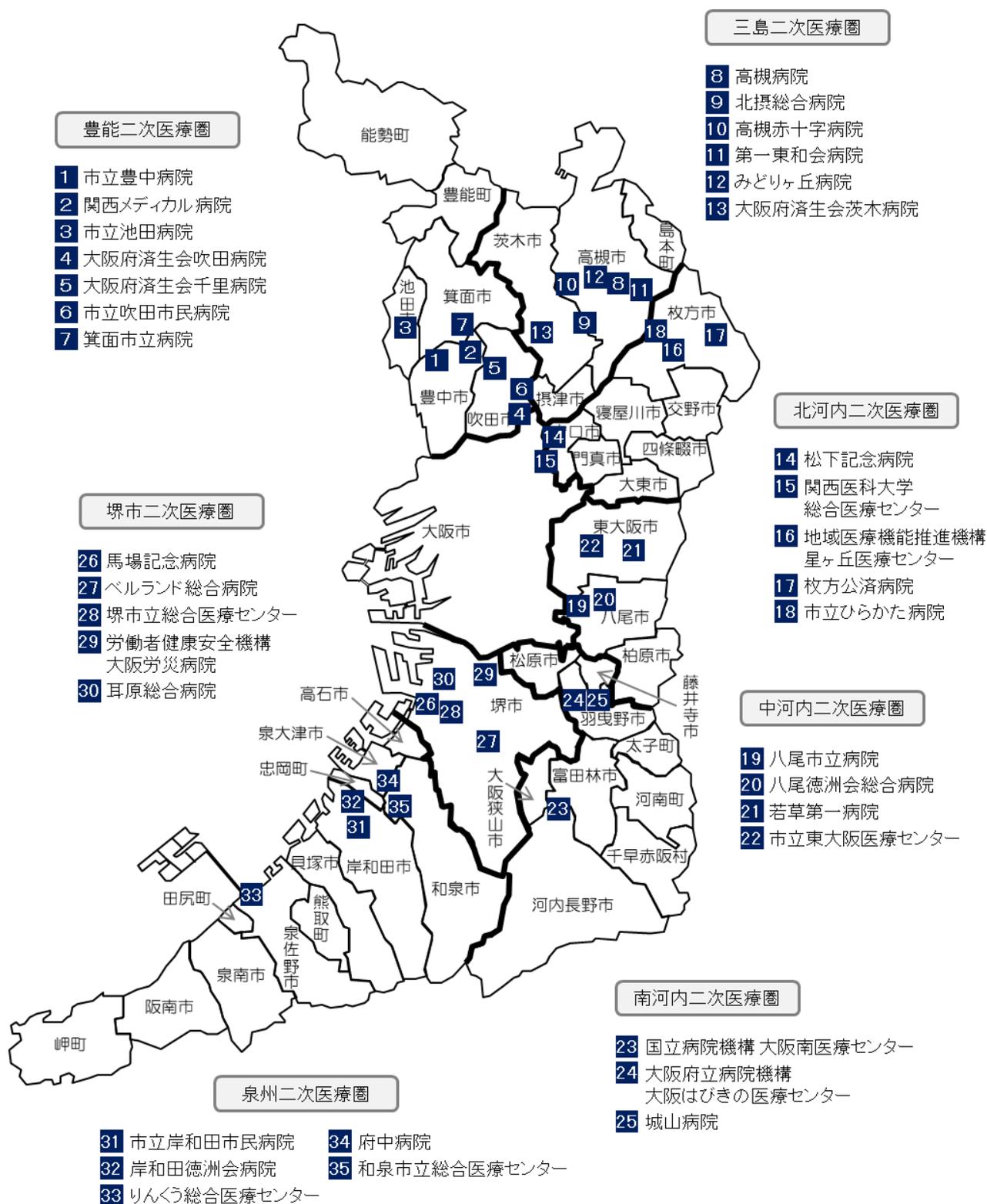
2. 府内の地域医療支援病院

○令和4年9月1日現在、地域医療支援病院は全国で685か所承認されています。大阪府においては、令和5年3月20日現在、51病院を承認しています。

図表 2-7-2 府内の地域医療支援病院(令和5年3月20日現在)

二次医療圏	所在地	医療機関名	二次医療圏	所在地	医療機関名
豊能 7施設	豊中市	市立豊中病院	泉州 5施設	岸和田市	市立岸和田市民病院
		関西メディカル病院			岸和田徳洲会病院
	池田市	市立池田病院		泉佐野市	りんくう総合医療センター
	吹田市	市立吹田市民病院		和泉市	和泉市立総合医療センター
		大阪府済生会吹田病院			府中病院
	箕面市	大阪府済生会千里病院	都島区	大阪市立総合医療センター	
	三島 6施設	高槻市	箕面市立病院	北部	東淀川区
高槻赤十字病院			北区		
高槻病院					医学研究所北野病院
みどりヶ丘病院			住友病院		
第一東和会病院		福島区	地域医療機能推進機構 大阪病院		
北摂総合病院			西区	日本生命病院	
茨木市	大阪府済生会茨木病院	大正区	大阪府済生会泉尾病院		
北河内 5施設	守口市	松下記念病院	西部	西淀川区	千船病院
		関西医科大学総合医療センター		東部	天王寺区
	枚方市	市立ひらかた病院	大阪警察病院		
		地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター	城東区		大阪府済生会野江病院
	枚方公済病院	中央区	国立病院機構 大阪医療センター		
中河内 4施設	八尾市	八尾市立病院	南部	住吉区	大阪府立病院機構
		八尾徳洲会総合病院			大阪急性期・総合医療センター
	東大阪市	市立東大阪医療センター	東住吉区	東住吉森本病院	
		若草第一病院			
南河内 3施設	河内長野市	国立病院機構 大阪南医療センター			
	羽曳野市	大阪府立病院機構			
		大阪はびきの医療センター			
堺市 5施設	堺市	城山病院			
		堺市立総合医療センター			
		労働者健康安全機構 大阪労災病院			
		ベルランド総合病院			
		耳原総合病院			
		馬場記念病院			

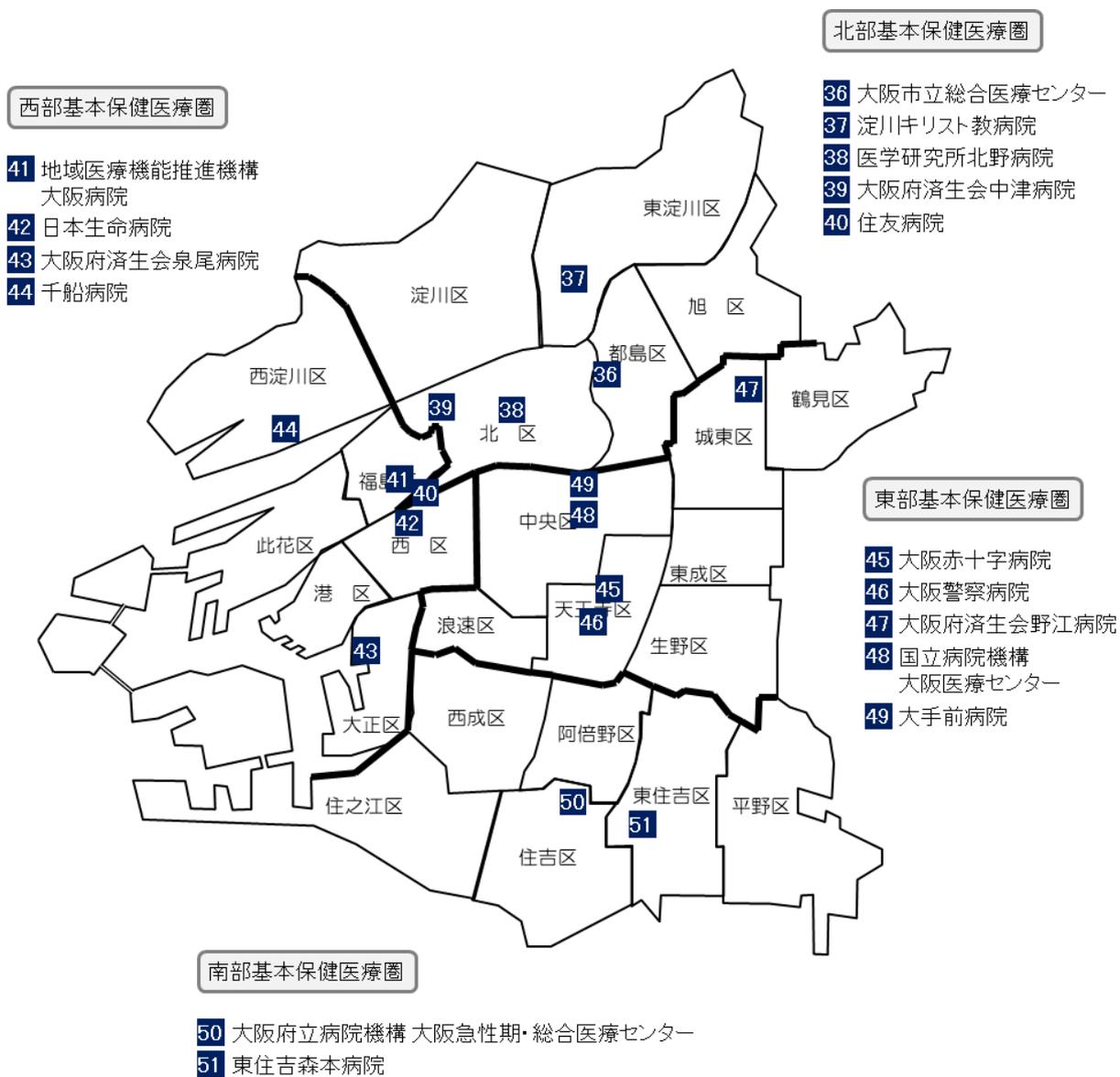
地域医療支援病院



令和5年3月20日現在

※大阪市二次医療圏については、次ページに掲載しています。

大阪市二次医療圏



令和5年3月20日現在

第8節 社会医療法人

1. 社会医療法人とは

(1) 趣旨

○医療法に基づき、地域医療の重要な担い手である医療法人として、都道府県知事が認定するものです。非営利性の徹底や公的な運営等、公益性の高い医療法人として位置付けられています。

(2) 役割

○社会医療法人の役割は、地域医療の重要な担い手として、本計画に記載している救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療といった、特に地域で必要な医療の提供を担うこととされています。

2. 府内の社会医療法人の認定状況

○社会医療法人は令和5年7月1日現在、全国で354法人が認定を受けています。大阪府内においては、令和5年8月1日現在、44法人が認定されており、救急・周産期・小児救急・精神科救急等において地域医療の中核的役割を果たしています。

図表 2-8-1 府内の社会医療法人の認定に係る業務実績基準を満たす病院(令和5年8月1日現在)

	二次医療圏	所在地	法人名	医療機関名	業務の区分			
					救急	周産期	小児救急	精神科救急
1	豊能 2施設	豊中市	北斗会	社会医療法人北斗会 さわ病院				○
2			純幸会	関西メディカル病院	○			
3	三島 3施設	高槻市	祐生会	社会医療法人祐生会 みどりヶ丘病院	○			
4			愛仁会	社会医療法人愛仁会 高槻病院	○	○	○	
5			仙養会	社会医療法人仙養会 北摂総合病院	○			
6	北河内 10施設	守口市	弘道会	社会医療法人弘道会 守口生野記念病院	○			
7			彩樹	社会医療法人彩樹 守口敬仁会病院	○			
8		枚方市	美杉会	社会医療法人美杉会 佐藤病院	○			
9			三上会	東香里病院	○			
10		寝屋川市	山弘会	社会医療法人山弘会 上山病院	○			
11			弘道会	社会医療法人弘道会 寝屋川生野病院	○			
12		門真市	弘道会	社会医療法人弘道会 萱島生野病院	○			
13			蒼生会	社会医療法人蒼生会 蒼生病院	○			
14		四條畷市	信愛会	社会医療法人信愛会 畷生会脳神経外科病院	○			
15		交野市	信愛会	社会医療法人信愛会 交野病院	○			
16	中河内 2施設	八尾市	医真会	医真会八尾総合病院	○			
17		東大阪市	若弘会	社会医療法人若弘会 若草第一病院	○			

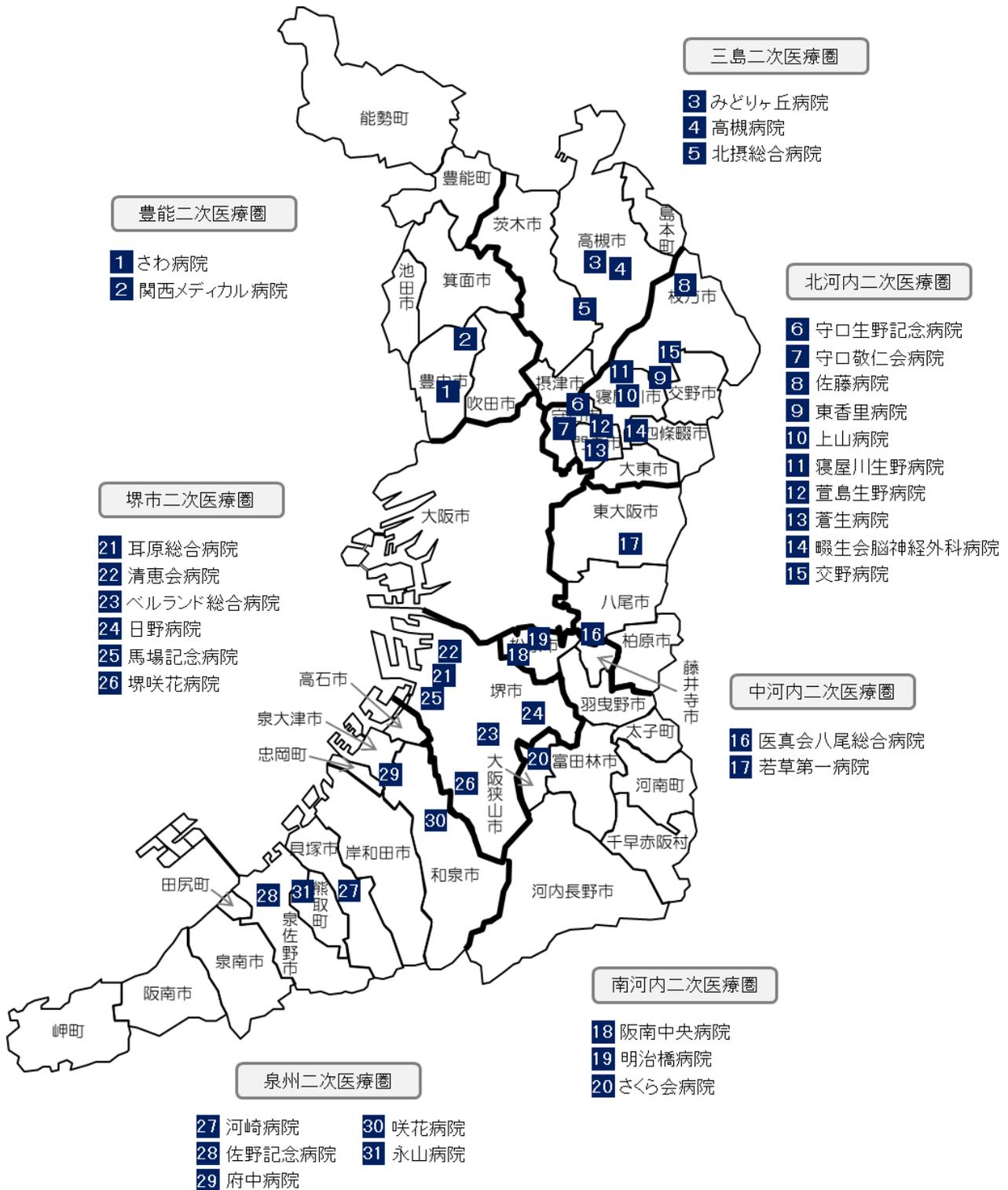
第2章 大阪府の医療の現状 第8節 社会医療法人

	二次医療圏	所在地	法人名	医療機関名	業務の区分				
					救急	周産期	小児救急	精神科救急	
18	南河内 3施設	松原市	阪南医療福祉センター	阪南中央病院		○	○		
19			垣谷会	社会医療法人垣谷会 明治橋病院	○				
20		大阪狭山市	さくら会	社会医療法人さくら会 さくら会病院	○				
21	堺 6施設	堺市	同仁会	耳原総合病院	○				
22			清恵会	清恵会病院	○		○		
23			生長会	ベルランド総合病院	○		○		
24			頌徳会	社会医療法人頌徳会 日野病院	○				
25			ペガサス	社会医療法人ペガサス 馬場記念病院	○				
26			啓仁会	社会医療法人啓仁会 堺咲花病院	○				
27	泉州 5施設	貝塚市	慈薫会	社会医療法人慈薫会 河崎病院	○				
28		泉佐野市	栄公会	佐野記念病院	○				
29		和泉市	生長会	府中病院	○				
30			啓仁会	社会医療法人啓仁会 咲花病院	○				
31		熊取町	三和会	永山病院	○				
32	大阪市 22施設	北部	都島区	明生会	社会医療法人明生会 明生病院	○			
33			旭区	真美会	大阪旭こども病院			○	
34			淀川区	協和会	社会医療法人協和会 北大阪病院	○			
35			北区	行岡医学研究会	行岡病院	○			
36		協和会		社会医療法人協和会 加納総合病院	○				
37		西部	西区	寿楽会	社会医療法人寿楽会 大野記念病院	○			
38				きつこう会	多根総合病院	○			
39			大正区	北斗会	社会医療法人北斗会 ほくとクリニック病院				○
40			西淀川区	愛仁会	社会医療法人愛仁会 千船病院	○	○	○	
41		東部	天王寺区	警和会	社会医療法人警和会 大阪警察病院	○			
42	寿会			社会医療法人寿会 富永病院	○				
43	浪速区		弘道会	社会医療法人弘道会 なにわ生野病院	○				
44	城東区		大道会	社会医療法人大道会 森之宮病院	○				
45			有隣会	東大阪病院	○				
46			清翠会	おおさかグローバル整形外科病院	○				
47	鶴見区		盛和会	社会医療法人盛和会 本田病院	○				
48			ささき会	藍の都脳神経外科病院	○				
49	南部	西成区	杏樹会	社会医療法人杏樹会 杏林記念病院	○				
50			山紀会	社会医療法人山紀会 山本第三病院	○				
51		住之江区	三宝会	社会医療法人三宝会 南港病院	○				
52			景岳会	南大阪病院	○				
53			平野区	緑風会	社会医療法人緑風会 緑風会病院	○			

※上表については、府内に開設している病院のみ記載しています。

※社会医療法人大道会のポパース記念病院は、隣接する他県の医療計画においても、医療提供体制に関する事項において位置付けられます。

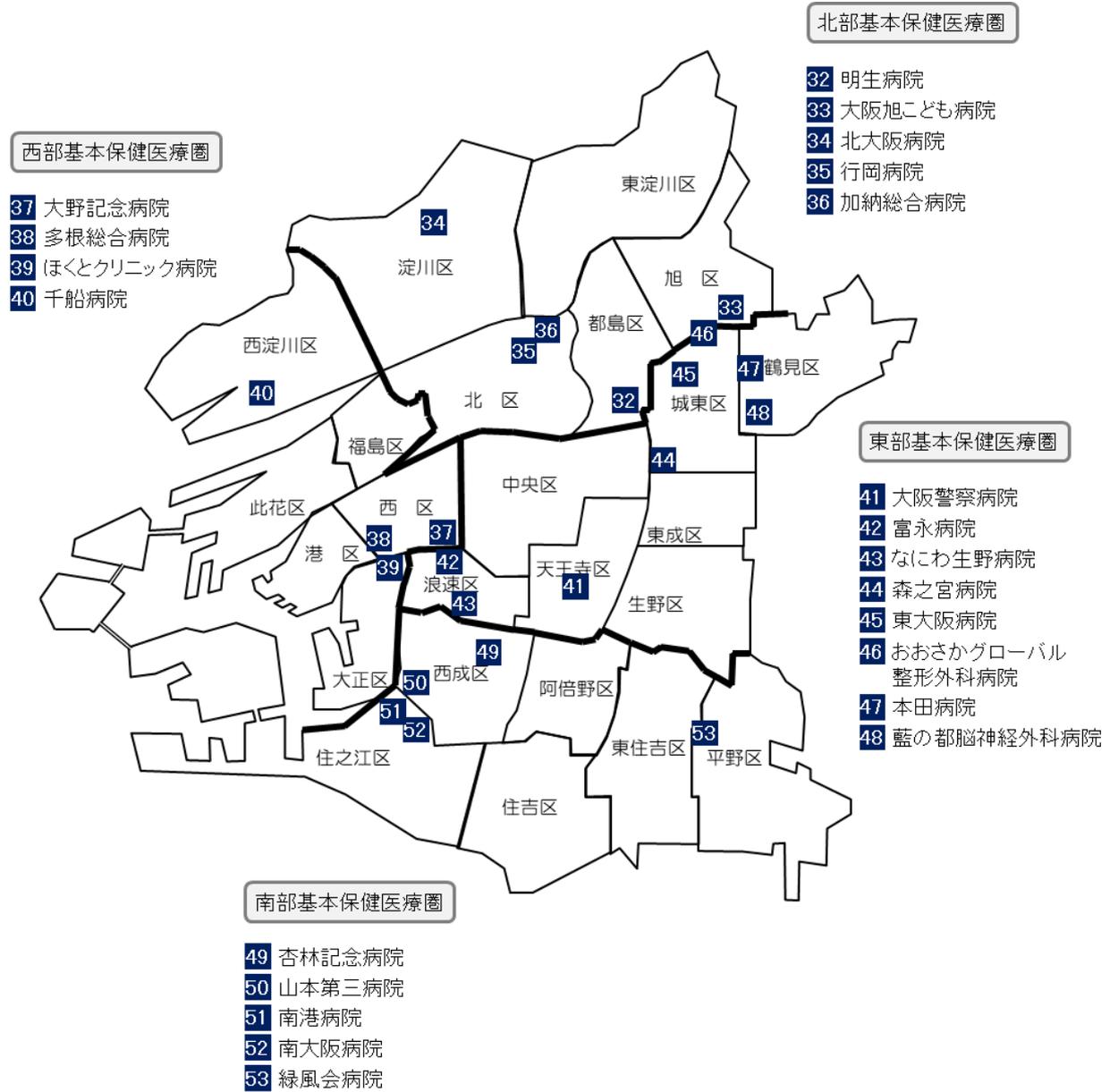
社会医療法人の認定に係る業務実績基準を満たす病院



令和5年8月1日現在

※大阪市二次医療圏については、次ページに掲載しています。

大阪市二次医療圏



令和5年8月1日現在

第9節 公的医療機関等

1. 公的医療機関等の役割

○公的医療機関等^{注1}（一部を除く）については、救急医療、小児救急を含む小児医療、周産期医療、災害医療、感染症医療、精神医療等のうち、地域の民間医療機関では担うことができない機能を担うことが求められています。また、改正感染症法の施行により令和6年4月1日から「感染症発生・まん延時に担うべき医療提供」が義務付けられます。

(1) 公立病院の役割

○公的医療機関等のうち、地方公共団体が開設する公立病院は、民間の医療機関と異なりその運営に税金が投入されているため、経営の効率化を最大限追求しながら、地域で不足している医療機能を確保する役割を担っています。

○公立病院は、これまで再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に取り組んできましたが、医師・看護師等の不足や、人口減少・少子高齢化による医療需要の変化等により、依然として持続可能な経営を確保しきれない病院も多いという実態を受け、国は令和4年4月に「公立病院経営強化ガイドライン」を策定しました。

○これを踏まえ、公立病院は、持続可能な地域医療提供体制を確保するため公立病院経営強化プランを策定し、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を加えた一層の取組が求められています。

(2) その他公的医療機関等の役割

○日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会等が開設する公的医療機関や、健康保険組合、地域医療機能推進機構等が開設する医療機関も、その公的な性質から、公立病院と同様、政策的な医療機能を提供確保していくことが期待されています。

○公的医療機関等（一部を除く）は、国の「公的医療機関等 2025 プラン」策定の要請（平成29年8月）を受け、他の医療機関に率先して地域医療構想（第4章「地域医療構想」参照）の達成に向けた将来の方向性を示すことが求められています。

注1 公的医療機関等：ここでは厚生労働省医療施設調査における、国、公的医療機関、社会保険関係団体が開設する医療機関をさします。

国（厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他（国の機関））、公的医療機関（都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会）、社会保険関係団体（健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合）

2. 府内の公的医療機関等

○大阪府では、府立病院機構が運営する5病院のほか、市立病院をはじめとする公立病院が21病院、日本赤十字社等が設置する公的医療機関等が27病院あり、地域の医療ニーズに対応しつつ、広域も含めた医療を実施しています。

図表 2-9-1 府内の公立病院(大阪府立病院機構の5病院を除く) (令和5年3月31日現在)

二次医療圏	所在地	医療機関名	運営形態	病床機能区分(病床数)					その他病床数	主な医療機能			
				高度急性期	急性期	回復期	慢性期	未報告・休棟等		救急	災害	周産期	小児救急
豊能5施設	豊中市	市立豊中病院	地方公営企業	139	460				感染症14	二次救急		地域周産期母子医療センター	二次救急
	池田市	市立池田病院	地方公営企業	99	265					二次救急			二次救急
	吹田市	市立吹田市民病院	地方独立行政法人	49	337	45				二次救急			二次救急
		大阪市立弘済院附属病院※1	地方公営企業		90								
	箕面市	箕面市立病院	地方公営企業	93	174	50				二次救急			二次救急
北河内1施設	枚方市	市立ひらかた病院	地方公営企業	84	208				35 感染症8	二次救急			二次救急
中河内4施設	八尾市	八尾市立病院	地方公営企業	132	248					二次救急		地域周産期母子医療センター	二次救急
	東大阪市	市立東大阪医療センター	地方独立行政法人	177	318	25				二次救急	災害拠点病院	地域周産期母子医療センター	二次救急
		大阪府立中河内救命救急センター(市立東大阪医療センターが運営)	指定管理方式	30						三次救急	災害拠点病院		
	南河内1施設	藤井寺市	市立藤井寺市民病院※2	地方公営企業		60	38						
堺市2施設	堺区	堺市立重症心身障害者(児)支援センター	指定管理方式				60						
	西区	堺市立総合医療センター	地方独立行政法人	480					感染症7	二次救急 三次救急	災害拠点病院		二次救急
泉州6施設	岸和田市	市立岸和田市民病院	地方公営企業	22	358	20				二次救急			二次救急
	泉大津市	泉大津市立病院※3	地方公営企業	45	115	54	16			二次救急		地域周産期母子医療センター	二次救急
	貝塚市	市立貝塚病院	地方公営企業		230	19				二次救急			二次救急
	泉佐野市	りんくう総合医療センター	地方独立行政法人	279	99				感染症10	二次救急 三次救急	災害拠点病院	地域周産期母子医療センター	二次救急
	和泉市	和泉市立総合医療センター	指定管理方式	241	42	24				二次救急			二次救急
	阪南市	阪南市民病院	指定管理方式	63	80	42				二次救急			二次救急
大阪市2施設	都島区	大阪市立総合医療センター	地方独立行政法人	761	97				117 感染症33 精神55	三次救急	災害拠点病院	総合周産期母子医療センター	三次救急
	淀川区	大阪市立十三市民病院	地方独立行政法人	5	219				結核39	二次救急			

※1: 大阪市立弘済院附属病院は大阪市の認知症疾患医療センターを設置しています。また、令和8年に廃止予定です。

※2: 市立藤井寺市民病院は令和6年3月末に廃止予定です。

※3: 泉大津市立病院は令和7年に公立病院としては2病院となる予定です。

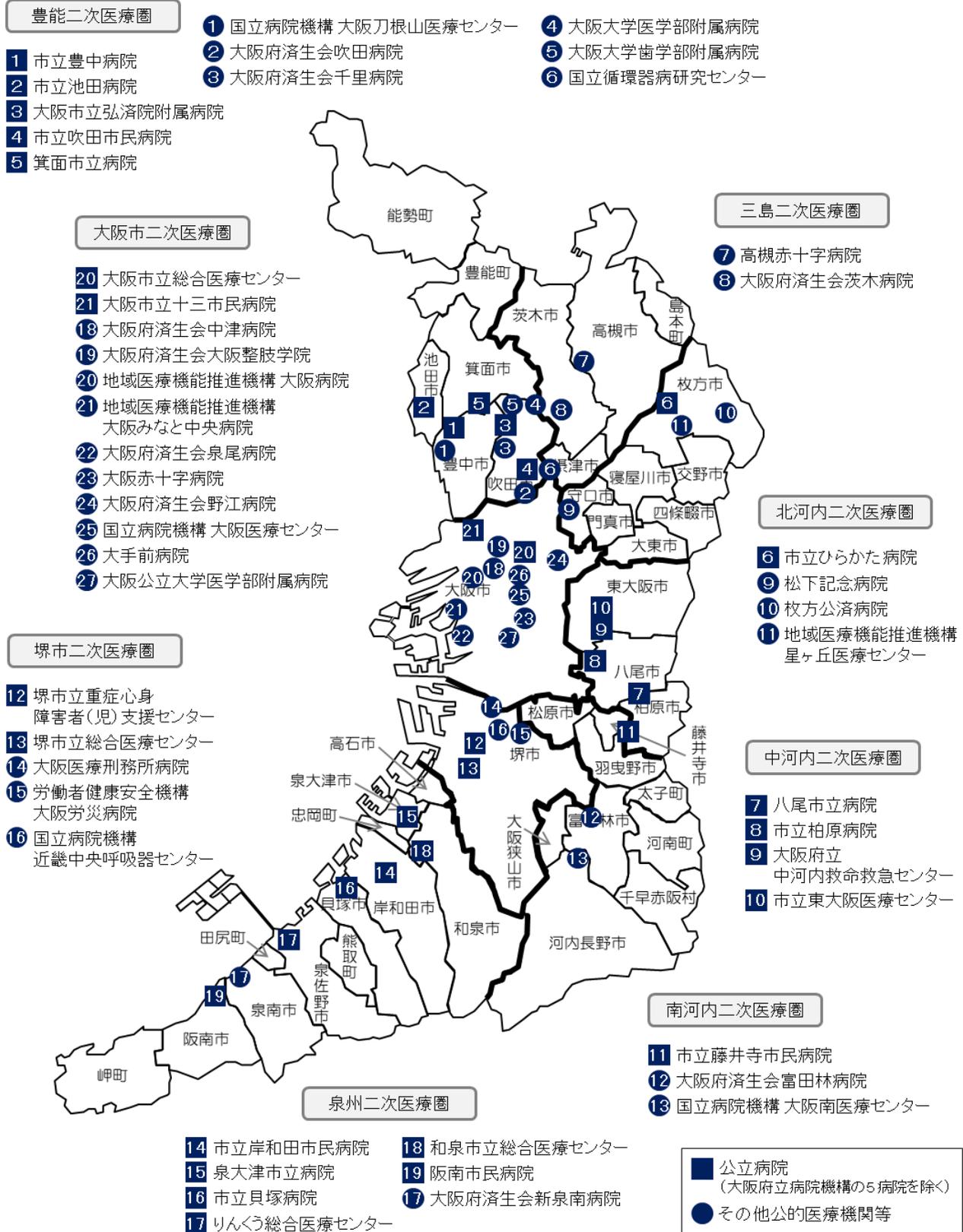
出典 「病床機能区分(病床数)」令和4年度病院プラン、「その他病床数」大阪府医療機関情報システム(令和5年4月1日現在)、「主な医療機能(救急医療、小児救急)」大阪府医療対策課調べ(令和5年4月1日現在)、「主な医療機能(災害医療)」大阪府医療対策課調べ(令和5年4月7日現在)、「主な医療機能(周産期医療)」大阪府医療対策課調べ(令和5年4月7日現在)

図表 2-9-2 府内のその他公的医療機関等(令和5年3月31日現在)

	二次医療圏	所在地	医療機関名	病床機能区分(病床数)					その他病床数	主な医療機能					
				高度急性期	急性期	回復期	慢性期	未報告・休棟等		救急	災害	周産期	小児救急		
1	豊能6施設	豊中市	国立病院機構 大阪刀根山医療センター	4	120	60	209	17							
2		吹田市	大阪大学医学部附属病院	1,034					精神 52	三次救急	災害拠点病院	総合周産期母子医療センター			
3			大阪大学歯学部附属病院*	40											
4			国立循環器病研究センター	254	273				23	二次救急		地域周産期母子医療センター	二次救急		
5			大阪府済生会吹田病院	51	389					二次救急		地域周産期母子医療センター	二次救急		
6			大阪府済生会千里病院	243	90					二次救急 三次救急	災害拠点病院				
7	三島2施設	高槻市	高槻赤十字病院	6	309	20				二次救急			二次救急		
8		茨木市	大阪府済生会茨木病院	77	196	42				二次救急			二次救急		
9	北河内3施設	守口市	松下記念病院	92	215	16				二次救急					
10		枚方市	地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター	10	344	176		50		二次救急					
11			枚方公済病院	93	220					二次救急					
12	南河内2施設	富田林市	大阪府済生会富田林病院	60	150	50				二次救急					
13		河内長野市	国立病院機構 大阪南医療センター	10	420					二次救急					
14	堺市3施設	堺区	大阪医療刑務所病院*					112	精神 63 結核 35						
15		北区	労働者健康安全機構 大阪労災病院	128	550					二次救急			二次救急		
16			国立病院機構 近畿中央呼吸器センター		250	21		54	結核 40						
17	泉州1施設	泉南市	大阪府済生会新泉南病院		26										
18	大阪市10施設	北部	北区	大阪府済生会中津病院	567	28	75				二次救急				
19				大阪府済生会大阪整肢学院				100							
20		西部	福島区	地域医療機能推進機構 大阪病院	30	535					二次救急		二次救急		
21				港区	地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院	8	221	46				二次救急			
22		東部	大正区	大阪府済生会泉尾病院	6	274	120	40			二次救急				
23				天王寺区	大阪赤十字病院	129	658	20	60		精神 42	三次救急	災害拠点病院	地域周産期母子医療センター	二次救急
24				城東区	大阪府済生会野江病院	250	150					二次救急			
25				中央区	国立病院機構 大阪医療センター	129	451			55	精神 4	二次救急 三次救急	災害拠点病院		
26					大手前病院	77	324					二次救急			
27		南部	阿倍野区	大阪公立大学医学部附属病院	495	336			96	精神 38	二次救急 三次救急	災害拠点病院	地域周産期母子医療センター		

※印の医療機関は公的医療機関等2025プラン策定対象外です。
 出典 「病床機能区分(病床数)」令和4年度病院プラン、「その他病床数」大阪府医療機関情報システム(令和5年4月1日現在)、「主な医療機能(救急医療、小児救急)」大阪府医療対策課調べ(令和5年4月1日現在)、「主な医療機能(災害医療)」大阪府医療対策課調べ(令和5年4月7日現在)、「主な医療機能(周産期医療)」大阪府医療対策課調べ(令和5年4月7日現在)

公的医療機関等



令和5年3月31日現在

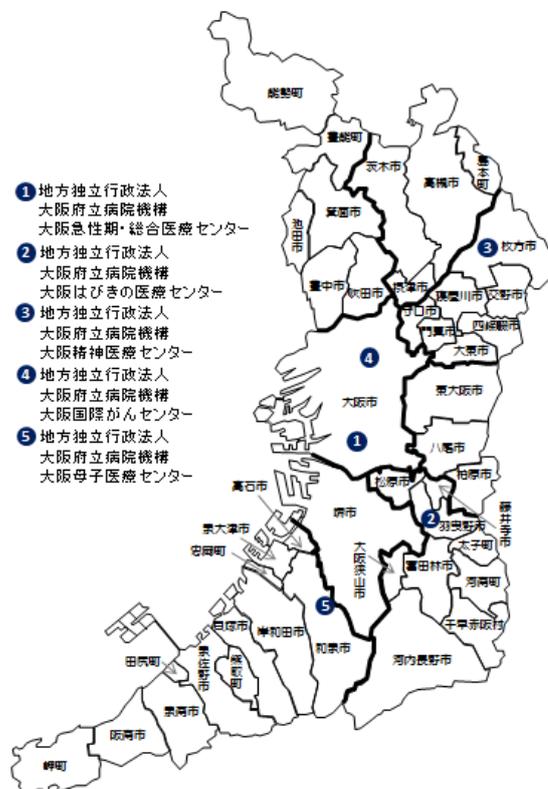
第10節 (地独) 大阪府立病院機構

1. 大阪府立病院機構とは

○地方独立行政法人大阪府立病院機構は、平成18年4月1日に大阪府が設立した地方独立行政法人です。

○令和5年12月現在、大阪府立病院機構は5つの異なる専門性をもつ病院(大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター)を運営しています。

○各病院では、それぞれの専門性を生かしつつ、府民の健康の維持及び増進に寄与するため、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供するとともに、新しい治療法の開発等、調査研究の推進や質の高い医療従事者の育成に努めています。



2. 大阪府立病院機構の各病院が有する機能

(1) 大阪急性期・総合医療センター

(所在地：大阪市住吉区万代東 3-1-56、電話：06-6692-1201)



○救命救急医療や循環器医療等の急性期医療と、がんや腎移植等の高度専門医療を行う診療科が連携し、良質な医療を提供しています。総合力を生かした質の高い医療を実践することにより、急性期から回復期まで、他の医療機関では対応が困難な合併症の治療にも対応しています。

また、大阪府、大阪市、大阪府立病院機構、大阪市民病院機構が共同で整備した、大阪府市共同 住吉母子医療センターを併設し、小児・周産期医療を提供しています。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
高度急性期 (453床) 急性期 (295床) 回復期 (45床) 慢性期 (38床)	<ul style="list-style-type: none"> ○救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療 ○がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病等に対する専門医療及び合併症医療 ○障がい者医療及びリハビリテーション医療 ○災害発生時の医療提供、災害医療コーディネート等府域における基幹機能 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨床研修指定病院 ○基幹災害拠点病院 ○障がい者医療・リハビリテーションセンター ○地域医療支援病院 ○高度救命救急センター ○地域周産期母子医療センター ○地域がん診療連携拠点病院 ○がんゲノム医療連携病院 ○大阪府難病診療連携拠点病院
その他病床	<ul style="list-style-type: none"> ○これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府がん患者妊よう性温存治療実施医療機関 ○大阪府小児地域医療センター ○日本医療機能評価機構認定病院 ○卒後臨床研修評価機構認定病院
精神病床 (34床)		

出典 大阪府「令和5年度病床機能報告（一般病床数・病床機能区分）」、「健康医療部資料」

(2) 大阪はびきの医療センター

(所在地：羽曳野市はびきの3-7-1、電話：072-957-2121)



○呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおいて大阪府域の中核的役割を果たす病院として、専門医療及び合併症医療を推進しています。また、地域医療を支える基幹病院として急性期医療や肺がんをはじめとするがん医療などの高度専門医療を提供するとともに、地域で不足している周産期医療や小児医療を支える役割も果たしています。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
高度急性期 (136床) 急性期 (218床)	<ul style="list-style-type: none"> ○呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおける大阪府域の中核病院としての専門医療及び合併症医療 ○地域の基幹病院としての急性期・高度専門医療（救急医療、がん、心血管疾患、糖尿病等の生活習慣病、小児・周産期等に対する専門医療） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療支援病院 ○大阪府がん診療拠点病院（肺がん） ○大阪府アレルギー疾患医療拠点病院 ○第二種感染症指定医療機関 ○結核指定医療機関 ○難治性多剤耐性結核の広域拠点病院 ○感染症法に基づく入院勧告患者の受入病院
その他病床	<ul style="list-style-type: none"> ○これらの疾患の医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○エイズ治療拠点病院 ○二次救急告示医療機関 ○大阪府小児地域医療センター ○特定診療災害医療センター ○大阪府肝炎専門医療機関 ○協力型臨床研修病院 ○労災保険指定医療機関 ○日本医療機能評価機構認定病院
感染症病床 (6床) 結核病床 (45床)		

出典 大阪府「令和5年度病床機能報告（一般病床数・病床機能区分）」、「健康医療部資料」

(3) 大阪精神医療センター

(所在地：枚方市宮之阪 3-16-21、電話：072-847-3261)



○大阪府域の基幹精神科病院として、統合失調症、躁うつ病、各種依存症（薬物・アルコール・ギャンブル等）の治療等を行っています。また、児童思春期（発達障がい・児童虐待等）を対象とした専門医療、精神科救急医療、医療観察法入院や、地域関係機関と連携した訪問看護等を展開し、早期治療・社会復帰・自立と社会参加の支援に積極的に取り組んでいます。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
—	○精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 ○発達障がい者（発達障がい児）の医療、調査、研究及び教育研修	○依存症治療拠点機関 ○精神科緊急病院指定病院 ○応急入院指定病院 ○特定診療災害医療センター ○大阪府災害拠点精神科病院
その他病床	○民間病院対応困難患者の受入 ○児童思春期専門外来・専門病棟	○医療観察法に基づく指定入院医療機関 ○医療観察法に基づく指定通院医療機関 ○医療型障害児入所施設 ○臨床研修指定病院 ○精神科専門研修プログラム基幹研修施設 ○日本医療機能評価機構認定病院
精神病床 (473床)		

出典 大阪府「健康医療部資料」

(4) 大阪国際がんセンター

(所在地：大阪市中央区大手前 3-1-69、電話：06-6945-1181)



○都道府県がん診療連携拠点病院として、他の医療機関と連携し、大阪府域のがん医療の質の向上を図っています。また、特定機能病院として、低侵襲治療や高精度放射線治療等の高度先進医療を提供するとともに、がんに関する調査や新たな診断・治療方法の研究・開発・国際貢献にも取り組んでいます。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
高度急性期 (229床) 急性期 (271床)	○がんに関する診断、治療及び検診 ○がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修	○特定機能病院 ○臨床研修指定病院 ○都道府県がん診療連携拠点病院 ○日本医療機能評価機構認定病院 ○がん専門薬剤師研修施設 ○肝炎専門医療機関 ○治験拠点医療機関 ○労災保険指定医療機関 ○がんゲノム医療拠点病院
その他病床		
—		

出典 大阪府「令和5年度病床機能報告（一般病床数・病床機能区分）」、「健康医療部資料」

(5) 大阪母子医療センター

(所在地：和泉市室堂町 840、電話：0725-56-1220)



○周産期・小児医療の基幹病院として、妊産婦や胎児・新生児・小児に対する高度・専門医療を行っています。同時に、救急を含め、周産期・小児医療に関する地域のニーズに幅広く対応しています。研究所及び母子保健部門では、母と子に関わる疾病の原因の解明・診断・治療法等の開発及び母子保健事業に取り組んでいます。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
高度急性期 (235床) 急性期 (128床) 休棟 (12床)	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦・胎児・新生児及び小児に対する高度・専門的医療 ○救急を含め、地域のニーズに応えた幅広い周産期・小児医療 ○周産期・小児の病因解明・診断・治療・予防法の開発および母子保健に関する調査・研究 ○周産期・小児分野の人材育成のための教育・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合周産期母子医療センター ○産婦人科診療相互援助システム (OGCS) 基幹病院 ○新生児診療相互援助システム (NMCS) 基幹病院 ○小児救命救急センター ○大阪府小児がん拠点病院 ○二次救急告示医療機関 ○大阪府小児中核病院 ○大阪府難病診療分野別拠点病院 ○臨床研修指定病院 ○治験拠点医療機関 ○日本医療機能評価機構認定病院 ○WHO協力センター
その他病床		
—		

出典 大阪府「令和5年度病床機能報告（一般病床数・病床機能区分）」、「健康医療部資料」

第11節 保健所

1. 保健所について

(1) 役割

○保健所は、地域保健法に基づき都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市（以下、これらの市を「保健所設置市」という。）、特別区に設置されます。

○府内保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、食品衛生や感染症等の広域的業務、医事・薬事衛生や精神・難病対策等の専門的業務を行うとともに、大規模災害の発生や新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、さらには大規模食中毒等の発生等に対する健康危機管理への取組を行っています。

○また、医療・介護・福祉等との関連では、管轄区域にかかる医療に関する情報の収集・管理及び分析を行い、医療機関の医療機能分化・連携を進めているほか、在宅医療・介護を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け、管轄市区町村を支援しています。

2. 府内の保健所一覧

○令和5年4月1日現在、府保健所が9か所、保健所設置市保健所が9か所あります。

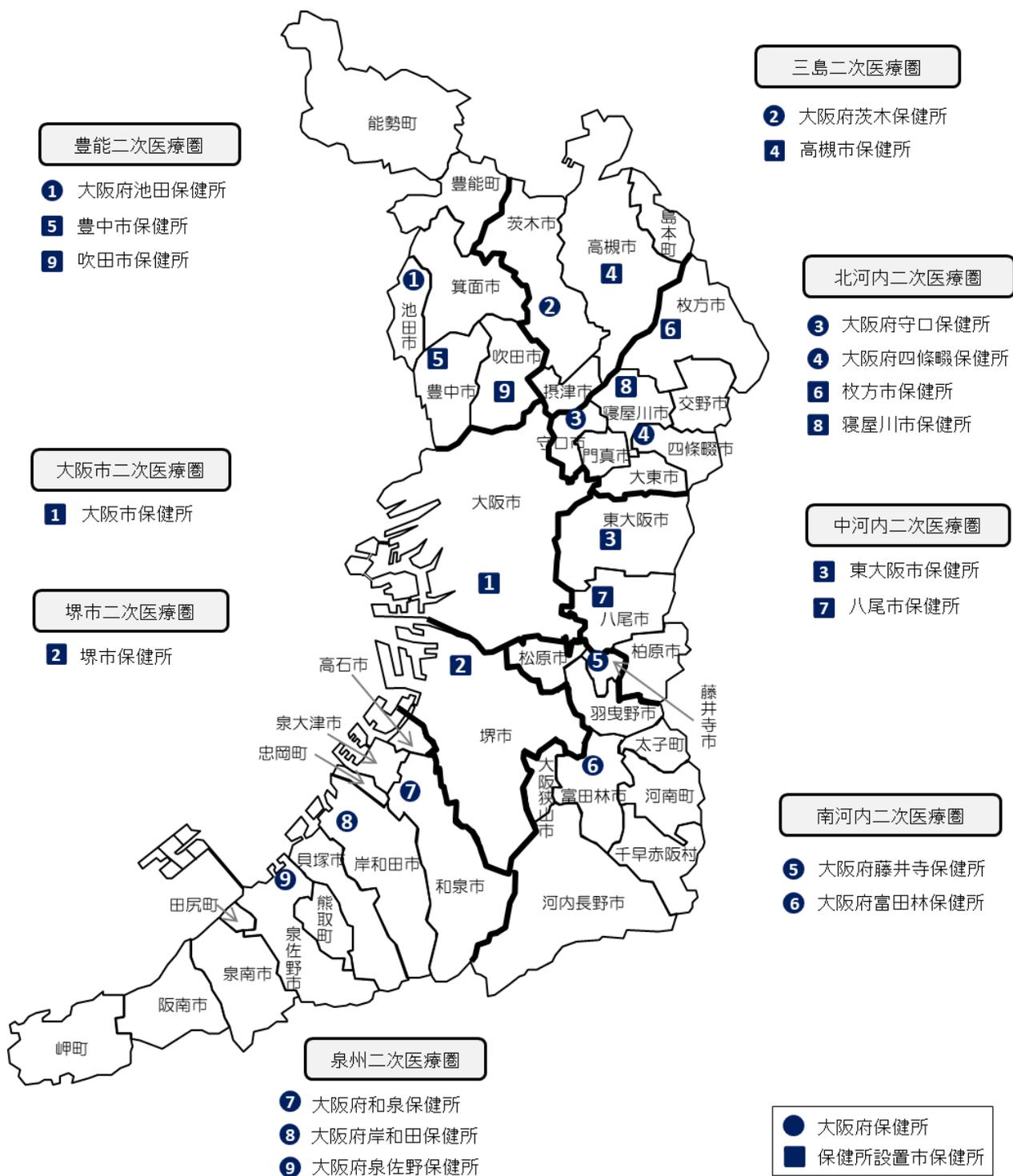
図表 2-11-1 大阪府保健所(令和5年4月1日現在)

	二次医療圏	名称	所在地	電話番号	所管区域
1	豊能	池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
2	三島	茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-624-4668	茨木市、摂津市、島本町
3	北河内	守口保健所	守口市京阪本通2-5-5(守口市庁舎8階)	06-6993-3131	守口市、門真市
4		四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021	大東市、四條畷市、交野市
5	中河内	藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	柏原市 松原市、羽曳野市、藤井寺市
6	南河内	富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、 河南町、千早赤阪村
7	泉州	和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
8		岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5681	岸和田市、貝塚市
9		泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7701	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

図表 2-11-2 保健所設置市保健所(令和5年4月1日現在)

	二次医療圏	名称	所在地	電話番号
1	大阪市	大阪市保健所	大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメッセ10階	06-6647-0641
2	堺市	堺市保健所	堺市堺区南瓦町3-1(堺市役所内)	072-222-9933
3	中河内	東大阪市保健所	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-960-3800
4	三島	高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9333
5	豊能	豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7307
6	北河内	枚方市保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-845-3151
7	中河内	八尾市保健所	八尾市清水町1-2-5	072-994-0661
8	北河内	寝屋川市保健所	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7771
9	豊能	吹田市保健所	吹田市出口町19-3	06-6339-2225

保健所一覧



令和5年4月1日現在

※平成30年4月の八尾市の中核市移行に伴い、大阪府藤井寺保健所（南河内二次医療圏に所在）が中河内二次医療圏を担当しています。

第12節 関係機関

1. 関係機関について

○医療提供体制の構築にあたっては、下記関係機関を始め、多くの機関と共に取り組んでいます。

(1) 一般社団法人 大阪府医師会

○一般社団法人 大阪府医師会は、医道の高揚、医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府医師会保健医療センターの運営 ○学校医活動の推進 ○産業医活動の推進 ○救急・災害医療活動の充実・強化 ○健康問題相談 ○休日・夜間の急病診療活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員は質の高い医療の提供に取り組むとともに、会は会員の資質向上にむけた生涯研修活動や、各種の地域保健医療活動等を行い、地域の医療向上に取り組んでいます。 ○会員の資質向上に努めるために、かかりつけ医機能、感染症対策、小児・周産期医療、救急医療や在宅医療などに関する研修会を実施しています。 ○会員医療機関にて実施する特定健康診査・特定保健指導の集合契約とりまとめや、がん検診等の保健事業、妊産婦・乳児健診などの事務審査と請求処理の代行を通じて、府民の健康増進に寄与すべく取り組んでいます。 ○医療界の旬な話題を取り上げる「大阪の医療と福祉を考える公開討論会」の開催や、ラジオ番組や新聞などを通して「正しい健康情報」を府民のみなさんへお伝えするための広報活動に取り組んでいます。

(2) 一般社団法人 大阪府歯科医師会

○一般社団法人 大阪府歯科医師会は、医道の高揚及び研鑽を通じて、地域社会におけるよりよき歯科医療の促進と公衆衛生の普及を図るとともに、会員の福祉を増進することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○休日・夜間における緊急歯科診療の実施 ○障がい者歯科診療の実施 ○大阪歯科保健大会開催による歯科口腔保健啓発の推進 ○歯周疾患検診等市町村事業への協力 ○後期高齢者医療歯科健康診査の実施 ○事業所歯科健診の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員は府民に対して質の高い歯科医療を提供するとともに、会は会員の資質向上に資する学術講演会や、地域における医科・歯科・介護等の連携充実に向けた各種事業を行い、歯科医療提供体制構築に取り組んでいます。 ○口腔保健相談の実施、ラジオでの歯と口の健康情報提供活動や学校歯科保健活動により、府民の歯科口腔保健の向上に努め、歯科衛生士の養成等、人材の養成・確保に努めています。

(3) 一般社団法人 大阪府薬剤師会

○一般社団法人 大阪府薬剤師会は、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展に資することにより、府民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、健康サポート薬局の整備・推進 ○かかりつけ薬剤師・薬局の育成・支援 ○医薬品等の適正使用啓発 ○薬物乱用防止啓発活動の推進 ○在宅医療への支援体制の整備 ○無菌下で注射剤を調製できる薬剤師・薬局の育成・整備 ○休日・夜間薬局体制の整備 ○府民からの薬に関する相談応需 ○医薬品備蓄体制の整備(災害用を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員は、調剤及び医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって地域医療・保健の向上をめざすとともに府民の生命、健康の保持増進に取り組んでいます。 ○会員の資質の向上に務める必要があることから、最新の薬学・医学等に関する知識を習得するための研修会を行う等、人材の養成・確保に努めています。

(4) 公益社団法人 大阪府看護協会

○公益社団法人 大阪府看護協会は、保健師、助産師、看護師、准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基つき看護の質向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的としています。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○看護教育及び学会等学術振興に関する事業 ○看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業 ○看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業 ○地域ケアサービスの実施及び促進等による府民の健康及び福祉の増進に関する事業 ○日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業 ○看護の国際交流等に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員は病院、地域、学校、研究機関等あらゆるフィールドでの看護実践をとおして、人々の生命と尊厳を尊重し、健康と生活を支えるよう努めています。 ○平成9年度からは、『看護師等の人材の確保に関する法律』に基づく『大阪府ナースセンター』の指定を受け、大阪府から看護職員再就業支援に係る事業の委託を受け、実施しています。

(5) 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

○一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会は、訪問看護事業に関する研修や情報交換、調査研究、関連団体との連携強化などを行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、府民の保健福祉医療の向上に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○従事者の教育及び学術振興による従事者の質の向上に関する事業(訪問看護師・療法士・事務職員等対象) ○事業継続のための運営基盤整備及び適正運営強化に関する事業 ○人材確保に関する事業 ○行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業 ○地域共生社会及び地域包括ケアの深化・推進に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ご本人とご家族が安心して毎日を過ごしていただくために、医療機関・保健福祉関係機関・介護事業所との連携を行っています。 ○予防を含む健康状態の管理とサポート・在宅療養の助言・緊急時の対応・看取りの支援等看護ケアの提供が推進されるよう、府民向けの事業の実施・市町村ごとの事業推進を図っています。

(6) 一般社団法人 大阪府病院協会

○一般社団法人 大阪府病院協会は、大阪府域に所在する全病院の一致協力により、病院の資質の向上発展及びその使命遂行に関する事業を行い、社会の福祉増進に寄与すると共に、会員相互の連絡、協調を推進することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○病院の管理、運営の調査研究並びに合理化の促進に関する事項 ○学術及び病院学会の開催に関する事項 ○医療制度、医療保険、医療融資、税制、その他諸制度の調査、研究並びに改善促進に関する事項 ○保健衛生思想の普及啓発に関する事項 ○関係機関、団体との連携、調整に関する事項 ○関係従業員の充足対策、教育指導及び表彰に関する事項 ○病院需要資材の調査、研究並びに調達に関する事項 ○看護師等の医療従事者の養成と再教育に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員病院は大阪府の各地域で必要とされる医療提供体制を構築し、地域住民の皆様にとって最適で質の高い医療の提供に努めています。

(7) 一般社団法人 大阪府私立病院協会

○一般社団法人 大阪府私立病院協会は、府内の私立病院が一同団結し、病院資質の向上、発展及びその使命遂行に関する事業を行い、社会の福祉増進に寄与すると共に、会員相互の連携を図ることを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○私立病院の管理、運営等の調査研究を行い、質の高い病院経営の推進 ○医療保険、医療制度等の調査研究を行い、適切な医療提供 ○医学、学術の研修会及び病院学会等の開催を行い、人材教育に努める ○病院職員の充足対策、教育指導に関する活動 ○大阪府医師会、病院団体との連携、調整に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年1月より大阪府の委託を受け「医療勤務環境改善支援センター」を開設し、働き甲斐のある病院作りのために勤務環境改善支援等の業務を行っています。 ○私立病院協会の事務長会、看護部会、医事研究会による病院管理、運営に関する調査研究、並びに人材育成を活発に行っています。

(8) 一般社団法人 大阪精神科病院協会

○一般社団法人 大阪精神科病院協会は、精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設の向上発展を図り、精神保健医療及び社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健医療及び福祉並びに精神科病院等の施設に関する調査研究、関係機関との協議、提言 ○精神科病院等の施設に関する人材育成及び教育研修 ○メンタルヘルスの推進及び普及啓発 ○精神科病院等の施設における医療安全と質の向上に関する事業 ○精神科救急等地域の精神医療供給体制の整備・充実に関する事業 ○看護専門学校の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府精神科救急医療システムに参画し、夜間・休日に当番病院が精神科救急医療情報センターを通じての救急隊や患者・家族からの救急受診要請に応じています。 ○大阪府夜間・休日合併症支援システムに参画し、当番病院が二次救急医療機関等へのコンサルテーションや、患者の受入れに応じています。 ○毎年度、会員病院の相互訪問によるピア・レビューを実施し、精神医療の質の向上を図っています。 ○大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会に参画し、精神障がい者の人権尊重を基本とした、より良好な療養環境の提供、維持・発展に努めています。 ○様々な学術講演会や研修会を開催し、会員病院のスタッフの資質の向上に努めています。

(9) 大阪府保険者協議会

○大阪府保険者協議会は、大阪府内の保険者^{注1}の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進を図ること等を目的に設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○保険者協議会をはじめ、医療費調査部会、保健活動部会等を開催し、保険者間での課題や情報の共有化 ○大阪府医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出 ○大阪府医療費適正化計画の策定又は変更に関する協議及び同計画の実施についての協力 ○データヘルスの推進及び特定健診・特定保健指導等指導プログラム習得のための研修会等の実施 ○特定健康診査等集合契約のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本健康会議における「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」の宣言2に記載の加入者及び医療者と一緒に取り組む予防・健康づくりの活動として、同宣言の達成要件にある具体的な取組として示された8項目の検討・実施に取り組んでいます。

注1 大阪府内の保険者：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいいます。